

「スポーツタウン古河（地域まるごと運動場）」の実現に向けて

古河市教育委員会では、平成 29 年 4 月に教育分野における基本方針として「古河市教育振興基本計画」を策定しました。基本理念の「人が育ち文化の息づく古河をつくる」を目指し、スポーツ分野においても「市民が親しめる生涯スポーツの推進」を政策に掲げ、施策の実施に努めてまいりました。現在では、茨城国体や東京オリンピック・パラリンピックを契機とし、スポーツに対する市民の関心がこれまで以上に高まっています。

そこで市教育委員会では、この機会に今後のスポーツ施策の充実及び具体化を図るため、「古河市スポーツ推進計画」を策定することとしました。

本計画では、基本理念を「誰もが、いつでも、どこでも、参加できるスポーツの推進～スポーツタウン古河（地域まるごと運動場）～」と位置づけ、市内でのスポーツ人口の増加を大きな目標として掲げています。主な施策としては、身近で継続的にスポーツができる環境整備、高齢者や障がい者の活動促進、幼児期からの運動機会の創出等に取り組んでまいります。また、スポーツ分野のみならず、福祉や健康を始めとした幅広い分野と連携を図りながら、スポーツの可能性を高めていきます。

最後に、本計画策定にあたりまして基礎調査や市民委員会にて貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆さま、熱心にご審議いただきましたスポーツ推進審議会の委員の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月 古河市教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画の背景.....	2
2 計画の位置付け.....	4
3 計画の目的.....	5
4 計画の構成.....	5
5 計画の期間.....	5
第2章 基本構想.....	7
1 基本理念.....	8
2 基本方針.....	9
3 リーディング・プロジェクト.....	9
4 基本目標.....	11
5 施策の体系.....	13
第3章 基本計画.....	15
政策1 市民のスポーツ参加（スポーツで人を動かす）.....	16
施策1-1 市民ニーズに応える多様なスポーツの推進（スポーツをする人たち）.....	16
施策1-2 多様なスポーツ機会の増大（スポーツを支える人たち）.....	20
政策2 スポーツの場の提供（スポーツでまちを動かす：F M個別計画）.....	24
施策2-1 スポーツ施設の整備と有効活用（スポーツをする施設）.....	24
施策2-2 身近な地域におけるスポーツ環境の整備（気軽にスポーツをする場）.....	32
政策3 スポーツイベントの充実とトップアスリートの育成（スポーツで心を動かす）...34	34
施策3-1 各種大会イベント及びレクリエーションの開催（スポーツを楽しむ場）...34	34
施策3-2 スポーツによる交流拡大（スポーツによるネットワーク）.....	36
施策3-3 競技力の向上（トップアスリートの育成）.....	38
第4章 計画の推進及び進行管理.....	41
1 計画の推進.....	42
2 計画の進行管理.....	43
資料編.....	45
1 計画策定体制.....	46
2 計画策定経緯.....	47
3 古河市スポーツ推進計画策定市民委員会委員名簿.....	49
4 古河市スポーツ推進審議会委員名簿.....	50
5 古河市スポーツ推進計画について（答申）.....	51

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画の背景
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の目的
- 4 計画の構成
- 5 計画の期間



陸上教室

1 計画の背景

(1) スポーツとは

スポーツは、世界共通の人類の文化です。心身ともに健やかな人間を育て、人々に大きな感動や楽しみを与え、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成を促します。また国際的な交流や貢献を果たす上でも欠かすことのできないものです。

そして、平成 23 (2011) 年 8 月 24 日に施行された国の「スポーツ基本法」では、「スポーツは、個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」としていることから、本計画では、勝敗や記録を競う競技スポーツだけでなく、ウォーキングやジョギングなど、健康の保持増進のために行う身体活動を含めてスポーツとします。

(2) スポーツ推進に係る国の動き

国においては、昭和 36 (1961) 年に「スポーツ振興法」が制定され、平成 12 (2000) 年には「スポーツ振興基本計画」の策定、平成 22 (2010) 年には今後の日本のスポーツ政策の基本的な方向性を示す「スポーツ立国戦略―スポーツコミュニティ・ニッポン」の策定が行なわれています。そして、平成 23 (2011) 年には、スポーツ立国の実現を目指し、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「スポーツ基本法」が施行され、国に対しては「スポーツ基本計画を定めなければならない」とし、地方公共団体には、「地方スポーツ推進計画を定めるよう努める」とされました。この規定により、国は平成 24 (2012) 年に、「スポーツ基本計画」を策定しました。

平成 27 (2015) 年には、スポーツに関連する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁が設置され、平成 29 (2017) 年には、スポーツ基本法の理念の実現に向け、国、地方公共団体、スポーツ団体等が一体となって施策を推進していくため、「第 2 期スポーツ基本計画」が策定されました。

また、平成 27 (2015) 年 9 月に国連において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「だれひとり取り残さない」をスローガンに、17 の持続可能な開発目標 (SDGs) と 169 ターゲットが示されています。本計画では「すべての人に健康と福祉を」、「質の高い教育をみんなに」、「住み続けられるまちづくりを」をスポーツ環境に関わる目標として取り上げています。

【第 2 期スポーツ基本計画】

計画は、四つの基本方針と今後 5 年間で取組む施策を明らかにしています。

○ 四つの中長期的なスポーツ政策の基本方針

(1) スポーツで「人生」が変わる！／(2) スポーツで「社会」を変える！／(3) スポーツで「世界」とつながる！／(4) スポーツで「未来」を創る！

○ 今後 5 年間に総合的かつ計画的に取組む施策 (四つの課題)

(1) スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実／(2) スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現／(3) 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備／(4) クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上



Sport in Life

スポーツ庁は、第 2 期スポーツ基本計画に掲げられているスポーツ実施率 65% の達成 (新たに 1,000 万人以上のスポーツ人口の拡大) に向けて、「一人ひとりの生活の中に自然とスポーツが取り込まれる姿 (Sport in Life)」を目指し、関係機関等が一体となり、東京 2020 年大会のレガシーとして国民のスポーツ参画を促進するプロジェクトを進めています。左がロゴマーク。

(3) スポーツ推進に係る県の動き

茨城県は、平成 16 (2004) 年に国の「スポーツ振興基本計画[平成 12 (2000) 年策定]」に基づき、「茨城県スポーツ振興基本計画」を策定し、さらに平成 21 (2009) 年には、その内容の一部を改訂しました。そして、国の「スポーツ基本計画」をもとに、平成 27 (2015) 年に地方スポーツ推進計画となる「茨城県スポーツ推進計画～いきいき茨城スポーツプラン～」を策定しました。

【茨城県スポーツ推進計画（～いきいき茨城スポーツプラン～）】

《基本理念》活力と生きがいのある生涯スポーツ社会の形成

《スポーツ推進の四つの柱と施策》

(1) 学校における子供の体育・スポーツの充実／(2) ライフステージに応じた県民の運動やスポーツ活動の推進／(3) 国内外で活躍する本県選手の育成と強化／(4) スポーツ環境の整備と充実

(4) 古河市におけるスポーツ推進の経緯

古河市においては、これまで総合計画及び教育振興基本計画をもとにスポーツ施策を進めてきましたが、令和元 (2019) 年に開催された「いきいき茨城ゆめ国体・ゆめ大会」や今年開催される東京オリンピック・パラリンピック等により、全国的にスポーツ推進の機運が高まる中で、市民のスポーツ活動のニーズを把握し、スポーツ関連施策を見直し、本計画を策定することとなりました。

これまでの古河市におけるスポーツ推進は、平成 28 (2016) 年 3 月に策定された「第 2 次古河市総合計画第 I 期基本計画[平成 28 (2016) 年度～令和元 (2019) 年度]」では、第 3 章【教育文化】政策 VI として、「市民が親しめる生涯スポーツの推進」で位置付けられています。施策としては、「スポーツ施設の充実と有効活用」、「生涯スポーツの振興」、「国民体育大会への対応の推進」、「競技力向上とトップアスリート※の育成」の四つの柱で展開されています。国民体育大会という時限的な施策を除けば、大きく、「施設の充実」とそれを活用する「スポーツ等組織とイベント」、スポーツ推進を牽引する「競技力とアスリート」の三つの柱といえます。それは「第 II 期基本計画[令和 2 (2020) 年度～令和 5 (2023) 年度]」にも引き継がれています。総合計画における分野別計画である「古河市教育振興基本計画（前期基本計画の計画期間は[平成 29 (2017) 年度～令和 3 (2021) 年度]）」においても、「第 2 期古河市総合計画第 I 期基本計画」に基づき、「スポーツ施設の充実と有効活用」、「生涯スポーツの振興」、「国民体育大会への対応の推進」、「競技力向上とトップアスリートの育成」を施策の柱として、より具体的な施策の方向を示しています。

また、「古河市公共施設等総合管理／ファシリティマネジメント基本方針[平成 27 (2015) 年 3 月]」では、市が保有する土地、建物、インフラ等の市民共有財産を、市の貴重な経営資源と捉えた上で、市行政全般における公共施設等の総合的な管理及び活用に関する取組みの基本的な考え方を示し、スポーツ施設に関しては、12 の施設を対象とした方針を示しています。

※トップアスリート：その競技で一流の選手

【第 2 次古河市総合計画第 I 期基本計画】

政策 VI 市民が親しめる生涯スポーツの推進

(1) スポーツ施設の充実と有効活用／(2) 生涯スポーツの振興／(3) 国民体育大会への対応の推進／(4) 競技力向上とトップアスリートの育成

【古河市教育振興基本計画】

政策 VI 市民が親しめる生涯スポーツの推進

(1) スポーツ施設の充実と有効活用／(2) 生涯スポーツの振興／(3) 国民体育大会への対応の推進／(4) 競技力向上とトップアスリートの育成

【古河市公共施設等総合管理／ファシリティマネジメント 基本方針】

市が保有する土地、建物、インフラ等の市民共有財産を、市の貴重な経営資源と捉え、効率的かつ効果的に管理運営するため、「行政改革」、「量の改革」、「質の改革」を目標に、平成 27 年度から 40 カ年を期間とし、分野別施設方針を策定しています。スポーツ施設としては、以下の 12 施設について施設方針を示しています。

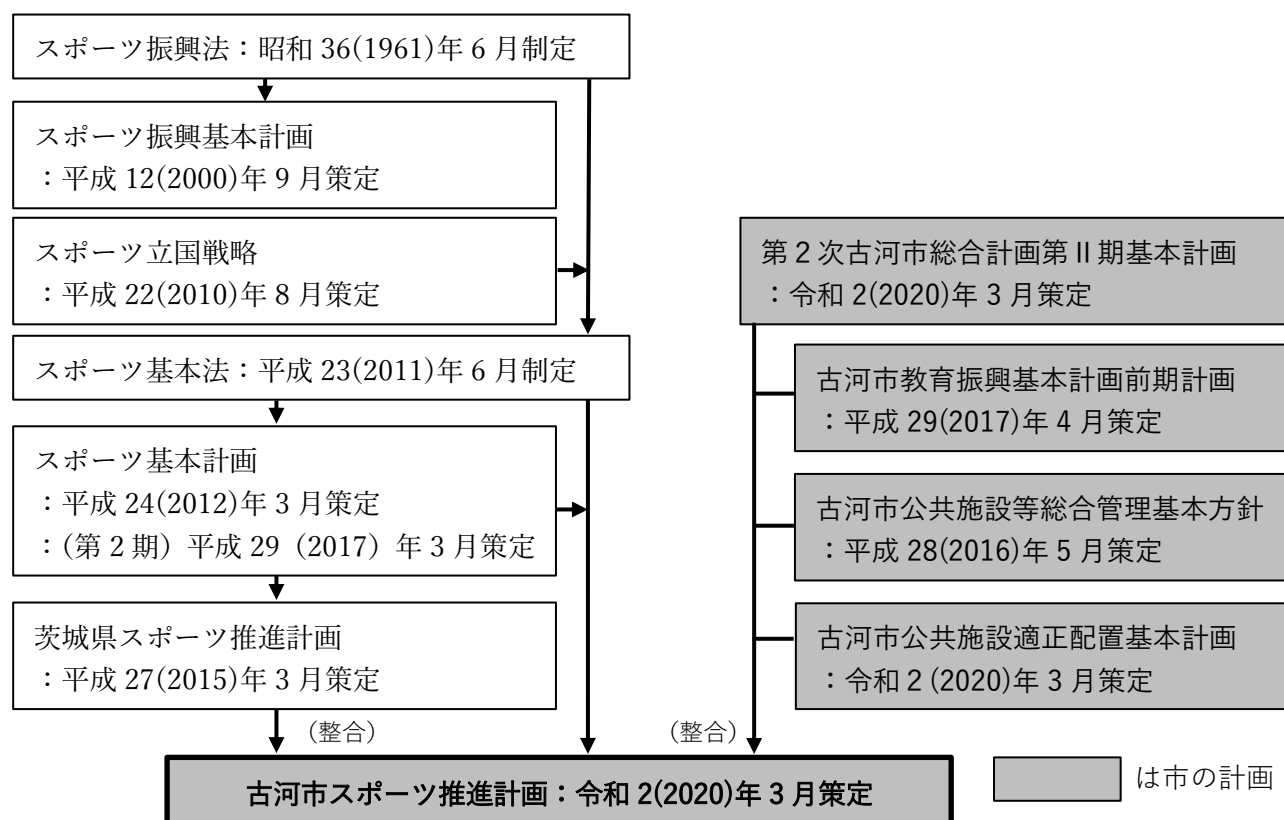
古河体育館、古河スポーツ交流センター、古河リバーサイド倶楽部、古河ゴルフリンクス、古河市サッカー場、古河市民球場、古河テニスコート、中央運動公園（古河はなもも体育館、温水プール、陸上競技場）、丘里公園（野球場兼ソフトボール場）、上大野グラウンド、三和健康ふれあいスポーツセンター、三和野球場

2 計画の位置付け

古河市スポーツ推進計画は、スポーツ基本法第 10 条第 1 項の規定に基づく「地方スポーツ推進計画」であり、国のスポーツ基本計画を参酌するとともに、茨城県スポーツ推進計画、古河市総合計画及び分野別計画との整合を図るものとします。

古河市総合計画第Ⅱ期基本計画で取組む S D G s ※についても、本計画への反映を図るものとします。

〔スポーツ振興の経緯と計画の位置付け〕



【地方スポーツ推進計画】

都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。（スポーツ基本法第 10 条第 1 項）

3 計画の目的

「古河市スポーツ推進計画」は、「生涯を通じて、いつでも、どこでも、誰もがスポーツを行える環境づくり」と「市民自らがスポーツに取り組むことを支援」とともに、「市民、市が一体となってスポーツを推進する体制づくり」を目指します。

4 計画の構成

「古河市スポーツ推進計画」は、「第1章 計画策定にあたって」、「第2章 基本構想」、「第3章 基本計画」、「第4章 計画の推進及び進行管理」で構成しています。

(1) 第1章 計画策定にあたって

スポーツ推進の背景、計画の位置付け、目的、構成、期間等、計画に係る基本事項を記載しています。

(2) 第2章 基本構想

古河市におけるスポーツ推進の基本的な考え方、スポーツ推進を総合的かつ計画的に進めるリーディング・プロジェクト、計画期間中の達成目標、施策の体系を記載しています。

(3) 第3章 基本計画

政策目標、各施策の現状と課題及び施策の方向を示し、計画期間中に実施する事業内容、実施時期を記載しています。

(4) 第4章 計画の推進及び進行管理

計画の推進を図るための体制及び進行管理の方策を記載しています。

5 計画の期間

古河市スポーツ推進計画の計画期間は、令和2(2020)年度から令和11(2029)年度の10年間とし、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度を前期、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度を後期として事業展開を図ります。

※ 本計画と「SDGs」の取り組みについて

・「SDGs」とは

「持続可能な開発目標」として平成27(2015)年9月国連で採択され、令和12(2030)年までに貧困を撲滅し、持続可能な社会を実現するための先進国を含む世界共通の目標(17ゴール、169ターゲットで構成)。

社会・経済・環境の3側面と5つのP(People, Prosperity, Planet, Peace, Partnership)を重視しており、キーワードは「誰一人取り残さない」としている。これから政府や企業、大学・研究機関、市民社会などあらゆる取り組みが期待されている。

・本計画での取り組み

古河市として17ゴール(目標)について、第2次総合計画後期計画で取り組むのに伴い、本計画においても施策展開と整合する下記のSDGsの3ゴール(目標)について取り組むこととし、本計画の施策を目標達成のターゲットとして位置づけるものとしている。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



〔スポーツ推進計画及び関連計画の計画期間〕

	令和元年度 (2019)	2 年度 (2020)	3 年度 (2021)	4 年度 (2022)	5 年度 (2023)	6 年度 (2024)	7 年度 (2025)	8 年度 (2026)	9 年度 (2027)	10 年度 (2028)	11 年度 (2029)
古 河 市	古河市スポーツ推進計画 令和 2 年度～令和 11 年度（前期：令和 2～6 年度／後期：令和 7～11 年度）										
	古河市教育振興基本計画 基本構想：平成 29～令和 8 年度										
	前期計画 ：平成 29～令和 3 年度										
	古河市公共施設等管理 基本方針：平成 27～令和 36 年度(40 か年)										
	第 2 次古河市総合計画 基本構想：平成 28～令和 17 年度										
	第Ⅰ期基本計画 ：～令和元年度	第Ⅱ期基本計画 ：令和 2～5 年度				第Ⅲ期基本計画 ：令和 6～9 年度			第Ⅳ期基本計画 ：令和 10～13 年度		
茨 城 県	茨城県スポーツ推進計画 ：～令和元年度										
国	第 2 期スポーツ基本計画 ：～令和 3 年度										

第2章 基本構想

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 リーディング・プロジェクト
- 4 基本目標
- 5 施策の体系



市民運動会

1 基本理念

(1) 計画の基本理念

誰もが、いつでも、どこでも、参加できるスポーツの推進
ー スポーツタウン古河（地域まるごと運動場） ー

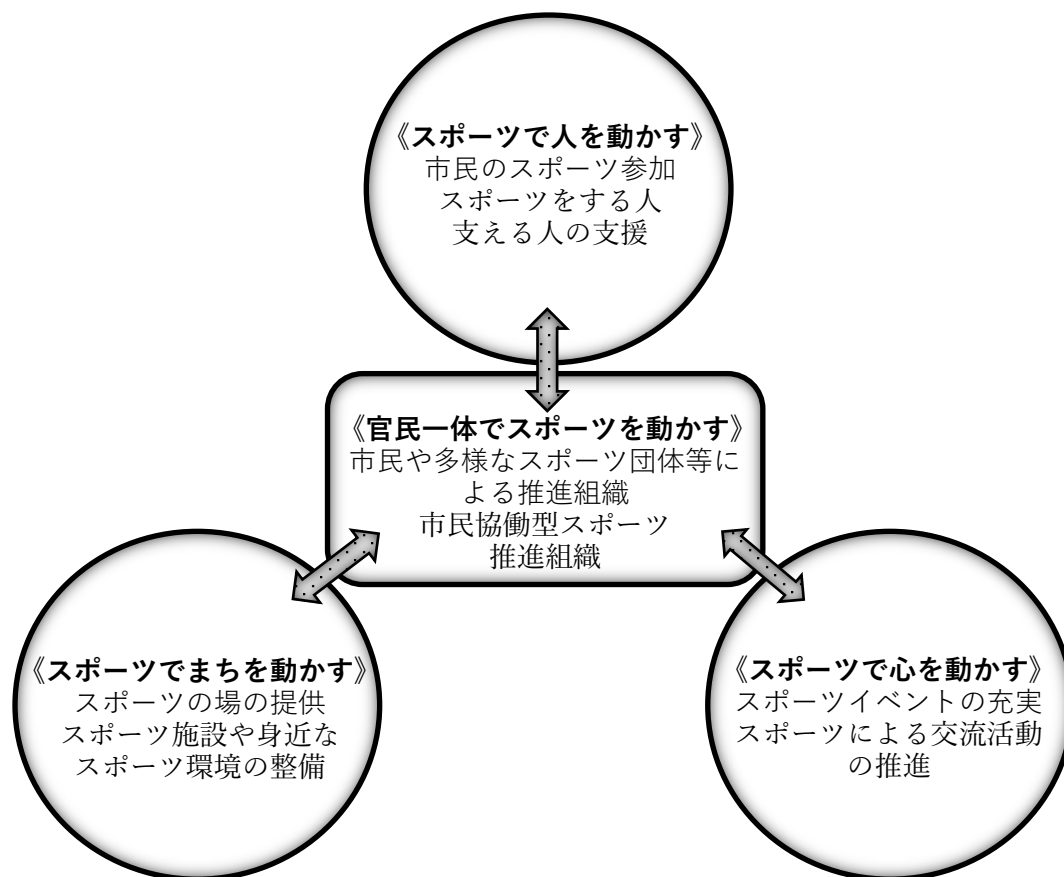
スポーツ活動とは、運動競技及び身体運動であり、心身の健全な発達を図るために行われるものですが、古河市のスポーツ活動の推進は、「第2次総合計画[平成28(2016)年3月]」、「教育振興基本計画[平成29(2017)年4月]」で、「市民が親しめる生涯スポーツの推進」として、幅広い取り組みを行ってきました。

生涯スポーツとは、身近な生活の場にスポーツを取り入れ、一人ひとりのライフスタイルや年齢、体力、運動技能、興味等に応じて、生涯にわたりいろいろな形でスポーツに関わりをもち、スポーツのもつ多くの意義と役割を暮らしの中に取り入れ、生涯を通じて、誰もが、いつでも、どこでも、スポーツに親しむことです。また、平均寿命の延伸や余暇時間の増大、所得水準の向上や生活意識の多様化からスポーツの大衆化が進み、老若男女誰でもスポーツに楽しみを求め、健康づくりや社交の場としてスポーツを行うことが広く普及され実践されています。

最近ではスポーツを通じた健康の保持増進や生きがいづくり（健康寿命の延伸）、仲間づくりなど多様なニーズが生まれており、それらに応えることが求められていることから、古河市における「スポーツ推進計画」は、計画の基本理念を「誰もが、いつでも、どこでも、参加できるスポーツの推進」とします。

(2) 基本概念

スポーツ推進計画の概念として、「スポーツで人を動かす」、「スポーツでまちを動かす」、「スポーツで心を動かす」の三つの柱を連携させて総合的に進めるために、市民協働型スポーツ推進組織を軸にして、官民一体で古河市のスポーツ活動を推進する考え方を示します。



2 基本方針

基本方針を以下の三つの柱と一つの推進体制に設定します。

- ・第1の柱 「スポーツで人を動かす」
- ・第2の柱 「スポーツでまちを動かす」
- ・第3の柱 「スポーツで心を動かす」
- ・推進体制 「官民一体でスポーツを動かす」

(1) 第1の柱「スポーツで人を動かす」

スポーツをする人（市民のスポーツ活動への参加）を増やし、それを支える人たち（多様なスポーツ機会の増大）を支援します。

そのため、多様化する市民のニーズに応えるためにスポーツ教室などを開催し、高齢者、障がい者、子どもなどすべての市民の参加を促進します。また、古河市のスポーツの推進を担う体育協会、スポーツ推進委員、スポーツ少年団などの活動と組織運営を支援します。また、国や県の制度を積極的に活用しスポーツ人口の拡大を図ります。

(2) 第2の柱「スポーツでまちを動かす」

スポーツをする施設（スポーツ施設の整備と有効活用）を整備し、気楽にスポーツをする場（身近な地域におけるスポーツ環境）の整備を進めます。

老朽化した施設への対応を図り、より効果的な利用を図れるように施設の管理運営を検討します。

また、身近な公園の活用や安全な歩道のウォーキングなど、気軽に参加できる環境をまちづくりと連携して進めます。

(3) 第3の柱「スポーツで心を動かす」

スポーツを楽しむ場（各種大会イベント及びレクリエーション）を積極的に開催し、スポーツによるネットワーク（スポーツによる交流拡大）の構築を目指します。

既存のスポーツイベントの充実を図り、スポーツによる交流活動を進めて、宿泊施設（民間）との連携を図り、スポーツツーリズム※を推進します。また、トップアスリートなどによるスポーツ教室や講演会を実施し、競技力の向上などを目指します。

※スポーツツーリズム：スポーツ観戦やスポーツイベントへの参加など、スポーツを主な目的とする観光旅行。スポーツと観光を融合させた旅行スタイルの普及を通じて、訪日外国人客の拡大や地域産業の振興を図ることが期待されている。

(4) 推進体制「官民一体でスポーツを動かす」

スポーツに関わる市民やスポーツ団体との連携を図り、各施策を計画的に確実に推進するために「市民協働型スポーツ推進組織」を設置します。

3 リーディング・プロジェクト

リーディング・プロジェクトは、古河市のスポーツ推進を総合的にかつ計画的に推進するための先導的な役割を持つものです。10年間の期間で、三つの柱と推進体制の事業を横断的（有機的な連携）に進めるために、リーディング・プロジェクトを設定します。

(1) スポーツタウン古河のイメージ戦略

「スポーツタウン古河」のイメージを古河市の内外を問わず積極的にアピールします。

かつて、古河市はサッカーのまちとしてのイメージを持っていました。これからは、サッカーをはじめ、スポーツを総合的にとらえ、競技人口の底上げを図るとともに、交流人口や移動人口の拡大も視野に入れ、スポーツツーリズムに取り組めます。また、スポーツ推進に関わる多様な人たちのための交流の場である市民協働型スポーツ推進組織を中心に、古河市の取組みをアピールします。

<関連事業>

- ア スポーツ関連団体が開催する各種教室や講座の支援
- イ 国体開催競技の普及促進
- ウ 古河市スポーツフェスティバル（市民運動会）の検討
- エ 「古河はなももマラソン」の定着
- オ プロスポーツの誘致に向けた検討

(2) 生涯スポーツの推進

高齢者、障がい者、子どもなどすべての市民が参加できるスポーツ活動の環境を整備します。

<関連事業>

- ア スポーツ教室の開催
- イ 幼少期からの運動機会の提供
- ウ シニア向けのスポーツ団体の育成
- エ 健康づくりと連携した高齢者を対象としたスポーツ活動の推進
- オ スポーツ施設のユニバーサルデザイン※化の推進

※ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などを設計すること

- カ 障がい者スポーツ・レクリエーション大会の開催及び参加の支援

(3) 拠点のスポーツ施設を核とした「地域まるごと運動場」

拠点のスポーツ施設を核として、さまざまな施設利用のネットワーク化を図り、施設以外の地域の環境（公園など）を生かし、どこでもスポーツができる、地域まるごと運動場づくりを推進します。

<関連事業>

- ア スポーツ施設に対する計画的な対応の検討
- イ 市民のスポーツニーズに基づいた施設の拡充及び整備
- ウ 健康や体力づくりの推進と身近な環境整備の支援
- エ 地域におけるウォーキングの推進

4 基本目標

本市のスポーツ推進については、教育振興基本計画の中で、スポーツ施設の充実と有効活用、生涯スポーツの振興、国民体育大会への対応の推進、競技力向上とトップアスリートの育成の四つの課題に取り組んできました。

今回初めて、スポーツ分野に特化した総合的かつ計画的な古河市スポーツ推進計画を策定します。計画期間が10年間であることから、令和11（2029）年度を目標として、基本となる目標を以下に設定します（以下全国データは「平成30年度スポーツの実施状況等に関する世論調査」、茨城県データは「平成30年度県政世論調査」、古河市データは平成30年に実施した「古河市スポーツ推進計画策定に係る市民意識調査」）。

目標1 週1回以上スポーツをする市民の割合を65%とします

市民意識調査では、週1回以上スポーツ活動をしている市民は、53.5%でした。目標年度の令和11（2029）年度までに、18歳以上を対象に65%を目標とします（全国：55.1%、茨城県：47.5%）。

<関連事業>

ア スポーツ教室の開催

イ ニュースポーツ※（レクリエーションスポーツ）の推進

※ニュースポーツ：だれもが、いくつからでも、いつまでもでき、競うことよりも楽しむことを主目的として、海外で歴史があっても日本では新しいスポーツ

ウ スポーツ活動参加に対する意識啓発

エ シニア向けのスポーツ団体の育成

オ 健康づくりと連携した高齢者を対象としたスポーツ活動の推進

カ スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進

キ 総合型地域スポーツクラブ※の育成

※総合型地域スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、さまざまなスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ

ク スポーツ関連団体が開催する各種教室や講座の支援

ケ 市民のスポーツニーズに基づいた施設の拡充及び整備

コ 利用しやすいスポーツ施設の運営の充実

サ 健康や体力づくりの推進と身近な環境整備の支援

シ 地域での小規模なスポーツ活動やレクリエーション活動の支援

ス 地域におけるウォーキングの推進

目標2 スポーツボランティア活動に参加する市民の割合を30%とします

市民意識調査では、スポーツに関するボランティアへの参加は、15.7%でした。また、やってみたいという市民は21.5%であることから、目標年度の令和11（2029）年度を目指して、30%のスポーツボランティアに関わる人を育成します（全国：10.6%、茨城県：6.0%）。

<関連事業>

ア スポーツボランティアの育成

イ 地域スポーツコミッションの設立

ウ 「古河はなももマラソン」の定着化

エ トップアスリートの育成及び支援

オ 競技団体などによる交流試合の支援

目標 3 スポーツ団体に参加する市民を、1 万人とします

平成 30（2018）年度の体育協会への登録人員は、6,816 人ですが、潜在的なスポーツ人口の推計では、6.6 万人となっており、新たな団体の創設、体育協会への新規加入等の支援により、1 万人の登録人員を目標とします。

<関連事業>

- ア スポーツ推進委員の支援
- イ 体育協会の支援
- ウ スポーツ少年団の支援
- エ スポーツ関係団体への助成

目標 4 スポーツ少年団の登録人員を、2,000 人とします

平成 30（2018）年度のスポーツ少年団への登録人員は 1,452 人で、小学生が主となっています。平成 30（2018）年度の市全体の小学校児童数は 7,134 人のため、登録人員の目標は、児童数の約 25%である 1,800 人と、3 歳以上の幼児、中学生、高校生等を含めて、2,000 人とします。

<関連事業>

- ア 子どものスポーツ参加を促進する運動部の充実
- イ スポーツ推進委員の支援
- ウ スポーツ少年団の支援
- エ 古河市の特徴を生かしたイベントの開催

目標 5 スポーツ施設を利用する人の比率を 80%とします

市民意識調査では、スポーツ施設を利用したことがある市民が 58.3%、利用したことがない市民が 39.0%でした。スポーツ施設の情報提供や有効利用を進めることにより、今後 10 年間で 80%を目標とします。

<関連事業>

- ア スポーツ施設の利用状況やスポーツ行事に対する情報提供の強化
- イ スポーツ施設に対する計画的な対応の検討
- ウ 利用しやすいスポーツ施設の運営の充実
- エ スポーツ施設の運営方法の見直し
- オ 気軽に利用できるスポーツ施設的环境とサービスの充実

目標 6 市民協働型スポーツ推進組織を設立します

上記目標を達成するために、前期 5 年間で市民や多様なスポーツ団体と連携した推進体制のあり方などを検討します。そして、目標年度の[令和 11（2029）年度]までに、市民協働型スポーツ推進組織を設置します。

市、市民及びスポーツ団体などによる推進組織は、スポーツ推進計画の実現を目指します。

また、ウォーキングや公園等での体操など身近なスポーツ活動の支援や、プロスポーツの誘致を検討する地域スポーツコミッションを設立します。

<関連事業>

- ア 体育協会への支援
- イ スポーツ少年団への支援
- ウ 総合型地域スポーツクラブの育成
- エ 地域スポーツコミッションの設立

5 施策の体系

基本理念

誰もが、いつでも、どこでも、参加できるスポーツの推進
－スポーツタウン古河（地域まるごと運動場）－

政策1 市民のスポーツ参加（スポーツで人を動かす）

施策1－1 市民ニーズに応える多様なスポーツの推進（スポーツをする人たち）

- （1） スポーツ活動の推進
- （2） 高齢者や障がい者などのスポーツ環境の整備と推進

施策1－2 多様なスポーツ機会の増大（スポーツを支える人たち）

- （1） スポーツ関連団体の支援と育成
- （2） スポーツ活動の意識啓発と人材育成

政策2 スポーツの場の提供（スポーツでまちを動かす：F M個別計画）

施策2－1 スポーツ施設の整備と有効活用（スポーツをする施設）

- （1） スポーツ施設の整備及び運営
- （2） スポーツ施設の有効活用

施策2－2 身近な地域におけるスポーツ環境の整備（気軽にスポーツをする場）

- （1） 身近な公園や広場などの活用

政策3 スポーツイベントの充実とトップアスリートの育成（スポーツで心を動かす）

施策3－1 各種大会イベント及びレクリエーションの開催（スポーツを楽しむ場）

- （1） スポーツイベントの充実

施策3－2 スポーツによる交流拡大（スポーツによるネットワーク）

- （1） スポーツによる交流活動の推進

施策3－3 競技力の向上（トップアスリートの育成）

- （1） 競技力の向上
- （2） トップアスリートの育成



体操教室



小学生なわとび大会



マレットゴルフ

第3章 基本計画

政策1 市民のスポーツ参加
(スポーツで人を動かす)

政策2 スポーツの場の提供
(スポーツでまちを動かす：F M個別計画)

政策3 スポーツイベントの充実とトップアスリートの育成
(スポーツで心を動かす)



バレーボール大会

政策1 市民のスポーツ参加（スポーツで人を動かす）

《政策目標》

スポーツは、自らの体力の限界に挑戦し、ルールを通じて他者との関係性（コミュニケーション）を高め、健康の保持増進などさまざまな機能を有し、社会生活を送るためにも重要な役割を持っています。

それぞれの年代や適性に応じたスポーツ活動が展開され、誰もが楽しみながらスポーツ活動に参加できることが大切です。市民のスポーツ参加は、スポーツに関して市民の関心を高め、参加を促し、より多くの市民が、週1回以上の運動やスポーツ活動に参加することを目指します。

施策1-1 市民ニーズに応える多様なスポーツの推進（スポーツをする人たち）

《現状と課題》

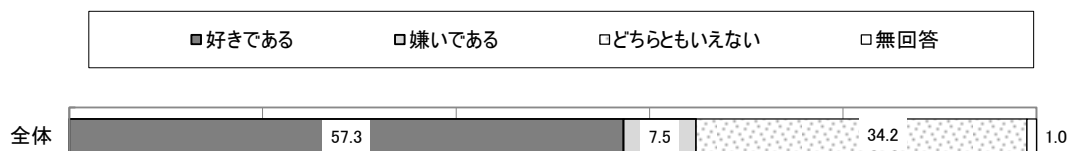
市民意識調査で、運動やスポーツが好きな市民は57.3%、週1回以上運動やスポーツ活動をしている市民は53.5%でした。全国で週1回以上実施している人は55.1%、茨城県では47.5%となっています。さらに、運動やスポーツ活動への一層の参加を進めるためには、運動やスポーツ活動へ市民の関心を高めることが大切です。子育て世代には、子どものスポーツに大人も参加できる機会を持つことも必要です。

また、運動やスポーツ活動をする理由として、好き嫌いに関わらず、「健康と体力づくりのため」、「運動不足を感じているため」、「ストレス解消のため」、「美容や肥満を解消するため」が多くを占めており、日常的な生活を営む上で、基本となることが指摘されています。そのため、健康施策とスポーツ活動の連携を図ることも大切です。

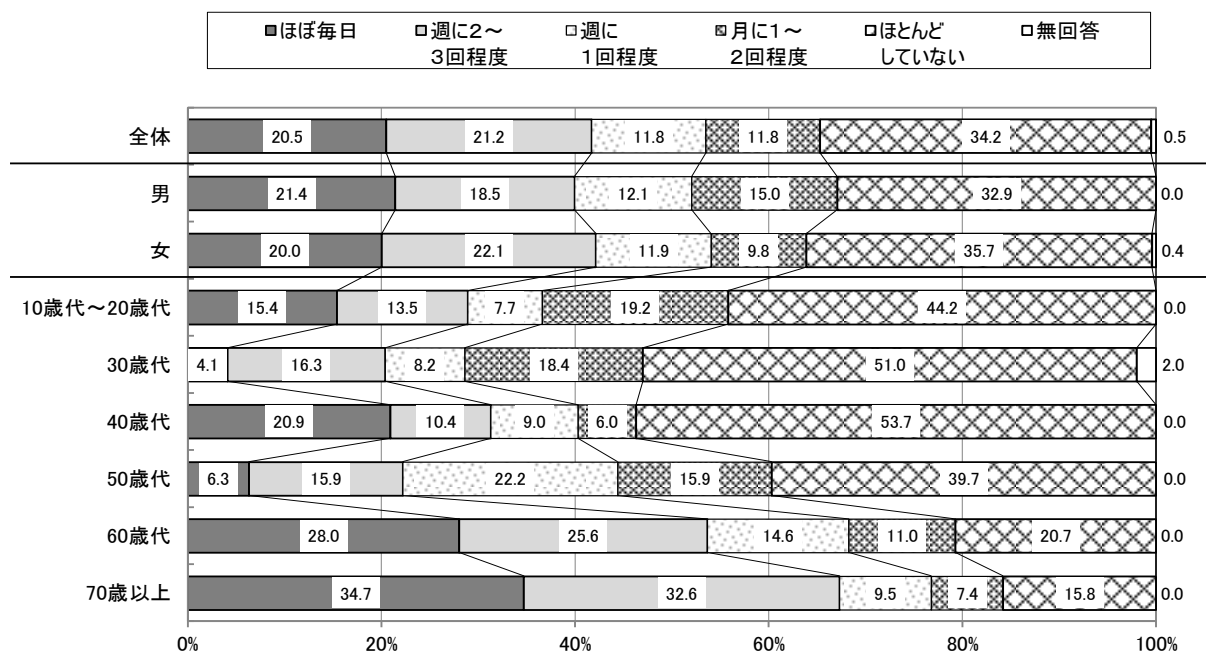
今後、市民のニーズに応えるためには、多様なスポーツ活動の展開を図ることが大切です。

また、高齢者や障がい者などに対するスポーツ環境の整備については、ユニバーサルデザイン化を進め、すべての人たちが利用できる施設の整備が課題です。

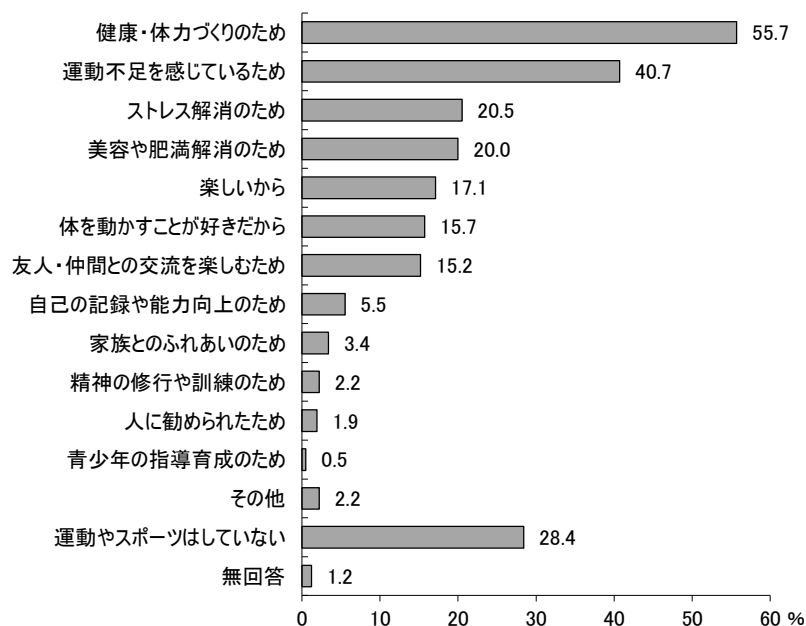
〔運動やスポーツ活動をすることは好きですか。一つ選んで○を付けてください。〕



〔日ごろ、どのぐらいの割合で運動やスポーツ活動をしていますか。一つ選んで○を付けてください。〕



〔日ごろ、運動やスポーツ活動をする主な理由を、三つ選んで○を付けてください。〕



《施策の方向》

ア 市民のニーズが多様化する中で、アーバンスポーツ※など、スポーツの分野でも多様化しています。市民のニーズに応えそれらに触れる機会（教室）を多く持つことを目指します。

※アーバンスポーツ：スケートボード、スポーツクライミング、ブレイクダンス等、広いスタジアムやスポーツ施設でなくても、街中の小スペースでも行える都市型スポーツ

イ 多種多様なスポーツ教室の開催を検討し、多くの市民の参加を促進します。

ウ 幼児期から、運動やスポーツへの関心や楽しみに触れることの大切さを重視した活動を推進します。

エ 子どもの体力づくりに教育機関と連携して取組めます。

オ スポーツから離れがちな高齢者や障がい者などのスポーツ参加を促進します。

カ 障がい者などのスポーツが可能になるユニバーサルデザイン化を進めます。

市民ニーズに応える多様なスポーツの推進

(1) スポーツ活動の推進

(2) 高齢者や障がい者などのスポーツ環境の整備と推進

(1) スポーツ活動の推進

事業名と内容		担当及び関連団体
○スポーツ教室の開催 幅広い市民を対象としたスポーツ教室を開催し、情報提供も含めて参加しやすい環境を整えていきます。		スポーツ振興課
前期：企画の検討及び教室の開催	後期：教室の見直し及び教室の開催	
○幼少期からの運動機会の提供 スポーツ少年団などと連携し、幼児期のアクティブ・チャイルド・プログラム※の導入を検討するとともに、小中学校の体育教育を充実させて、スポーツへの関心を高め健康づくりや体力づくりを推進します。 ※アクティブ・チャイルド・プログラム：子どもが発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得する運動プログラムで、日本スポーツ協会が開発		スポーツ振興課 健康づくり課 指導課 子ども福祉課 市スポーツ少年団
前期：幼少期からの方策検討	後期：実施	
○子どものスポーツ参加を促進する運動部の充実 小中学校において、部活動の指導員の配置、大会引率、外部指導員の活用など、スポーツ活動を促進する機会を創出します。 また、ジュニア層からのアスリート発掘や育成につなげるためにも学校の部活動とクラブ活動の連携ができる仕組みづくりを行います。		スポーツ振興課 指導課 市スポーツ少年団 市体育協会
前期：活動促進の機会創出	後期：活動促進の機会拡大・充実	
○学校体育施設の開放による身近なスポーツの推進 身近な学校教育施設（小中学校）の体育施設を開放し、誰もが気軽に楽しめる環境を提供し地域の生涯スポーツの活動を支援します。		スポーツ振興課 学校教育施設課
前期：地域毎の学校開放の課題整理	後期：継続	
○ニュースポーツ（レクリエーションスポーツ）の推進 スポーツ推進委員会やレクリエーション協会等と連携を図り、ニュースポーツの発掘やPRをしながら子どもから、高齢者まで幅広く楽しむことのできるニュースポーツを推進します。		スポーツ振興課 市スポーツ推進委員会 市体育協会
前期：ニュースポーツの意向把握	後期：実施	
○スポーツ活動参加に対する意識啓発 スポーツ活動の内容を設定し、週1回以上実施を目指した顕彰制度（例：週1スポーツパスポートの発行）やスポーツの日の設定等を検討し、市民の意識醸成や啓発を行います。 また、家族（親子）が参加できるファミリースポーツについて種目や内容も含めて検討します。		スポーツ振興課 市体育協会 市スポーツ推進委員会
前期：実施内容の企画・検討	後期：実施	
○スポーツ事故に備えた環境の充実 高度化するスポーツの推進のために救命救急等の正しい知識を得るための講習会の開催や設備を充実し、安全なスポーツ環境を整備します。 また、屋外スポーツ（ウォーキング・ジョギング等）について関係部署と連携して防犯面の強化を図ります。		スポーツ振興課 都市計画課 市体育協会 市スポーツ推進委員会
前期：講習会、防犯対策の実施	後期：継続実施	

事業名と内容		担当及び関連団体
○スポーツ施設の利用状況やスポーツ行事に対する情報提供の強化 各種行事やスポーツ施設の利用状況、スポーツイベントなどの情報を民間と連携しながら、さまざまな方法を検討し発信し、利用促進を図ります。		スポーツ振興課 市体育協会
前期：情報提供の再検討	後期：実施	

(2) 高齢者や障がい者などのスポーツ環境の整備と推進

事業名と内容		担当及び関連団体
○シニア向けのスポーツ団体の育成 高齢化社会に向けたシニアのスポーツ団体の育成を支援し、高齢者の健康増進を推進します。		スポーツ振興課 高齢福祉課 健康づくり課 市体育協会
前期：関連団体と協議	後期：実施	
○健康づくりと連携した高齢者を対象としたスポーツ活動の推進 健康寿命の延伸とともに、介護・疾病・認知症予防につながるスポーツ活動の検討と推進を図ります。また、実際の活動やイベントについて関係団体間での情報の共有化を図ります。		スポーツ振興課 高齢福祉課 健康づくり課
前期：関係団体間での情報共有化	後期：活動の連携	
○スポーツを通じた障がい者の交流の促進 市が主催するスポーツイベント、大会等について、関係団体間での情報交換を随時行い、障がい者の参加を促進するとともに、障がいのある人もない人も交流する機会を拡大します。 また、障がいのある人もない人も交流できる競技の普及促進を図ります。		スポーツ振興課 障がい福祉課
前期：関係団体間での情報共有化	後期：活動の連携	
○スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進 市のスポーツ施設についてはユニバーサルデザイン化を進め、高齢者、障がい者、子どもなどすべての市民が利用できる施設の整備を進めます。		スポーツ振興課 高齢福祉課 障がい福祉課 子ども福祉課 市スポーツ少年団
前期：ユニバーサルデザイン化の検討	後期：計画的な実施	
○障がい者スポーツ・レクリエーション大会の開催及び参加への支援 障がい者の交流機会を確保するために、積極的にスポーツ施設の開放を促進し、障がいのある人もない人も連携するスポーツ・レクリエーション大会を開催します。		スポーツ振興課 障がい福祉課
前期：開催の検討及び実施	後期：継続実施	

施策１－２ 多様なスポーツ機会の増大（スポーツを支える人たち）

《現状と課題》

古河市の体育協会には 36 団体が加盟しており、古河市のスポーツ活動の中核を担う組織です。しかし、登録団体、会員数の減少、高齢化に伴う活動の低下、財源の不足などの問題を抱え、スポーツ種目によって参加人員数の格差が大きく、少人数の団体などがあります。体育協会の活性化を図るためには、新たなスポーツ団体の加入を促進することが大切です。

スポーツ推進委員は、規定の 75 人中 26 人が登録されていますが、高齢化が進んでいます。

スポーツ少年団は、茨城県内では 3 番目に多い組織ですが、72 団体から 70 団体へと減少し、少子化の影響もあり会員数も減少しています。そのため、体育協会やスポーツ少年団の支援を強化し、団体の活性化によりスポーツ人口の増加を促進することが大切です。

また、スポーツイベントなどを支えるスポーツボランティアについては、活動の参加経験者は、15.7%と低い状況ですが、全国の 10.6%、茨城県の 6.0%と比べると、上回っています。今後、自己実現も含めて、誰もが楽しく参加できるボランティア意識の醸成が必要です。

さらに、国の第 2 期スポーツ基本計画では総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度が進められており、登録・認証基準を満たすクラブの育成を図る必要があります。

〔古河市体育協会所属のスポーツ団体〔平成 30（2018）年度：古河市体育協会加盟団体概要〕〕

No.	団体名	登録人数	利用施設
1	野球連盟	863	古河市民球場、三和野球場、上大野グラウンド
2	サッカー協会	962	古河サッカー場、リバーフィールド古河、小堤スポーツ広場
3	ソフトテニス連盟	110	中央運動公園テニス場、古河テニス場
4	テニス協会	304	中央運動公園テニス場、古河テニス場
5	ソフトボール連盟	1,024	上大野グラウンド
6	スキー協会	118	
7	アマチュアゴルフ連盟	98	古河ゴルフリンクス
8	ゲートボール連合	48	せせらぎの里
9	マレットゴルフ連盟	249	リバーフィールド古河、小堤スポーツ広場
10	バレーンクラブ	7	
11	グラウンド・ゴルフ協会	181	上大野グラウンド、三和農村環境改善センター
12	トレッキング協会	33	
13	バレーボール協会	445	中央運動公園総合体育館、三和健康ふれあいスポーツセンター、古河体育館
14	バスケットボール協会	113	中央運動公園総合体育館、三和健康ふれあいスポーツセンター
15	卓球連盟	443	中央運動公園総合体育館
16	バドミントン協会	51	中央運動公園総合体育館、三和健康ふれあいスポーツセンター、古河体育館
17	水泳協会	289	三和健康ふれあいスポーツセンター、あかやま SS
18	アマチュアスポーツダンス連盟	40	
19	ウェイトトレーニングクラブ	16	古河体育館
20	フォークダンスクラブ	134	とねミドリ館
21	ソフトバレーボール連盟	190	中央運動公園総合体育館、三和健康ふれあいスポーツセンター、古河体育館
22	バウンドテニス協会	24	中央運動公園総合体育館
23	ビーチボールバレー連盟	90	三和健康ふれあいスポーツセンター、古河体育館
24	スポーツクラブ協会	132	古河体育館
25	スポーツレクリエーション本部	73	下総ゴールドレーン
26	綱引連盟	140	中央運動公園総合体育館
27	剣道連盟	255	中央運動公園総合体育館、三和健康ふれあいスポーツセンター、古河体育館
28	空手道連盟	56	中央運動公園総合体育館
29	柔道連盟	44	中央運動公園総合体育館
30	弓道会	7	県武道館
31	相撲連盟	20	古河市相撲場
32	ボクシングクラブ	19	18 ジム
33	少林寺拳法連盟	46	中央運動公園総合体育館、三和健康ふれあいスポーツセンター
34	太極拳協会	133	古河体育館
35	テコンドー協会	28	古河体育館他
36	スポーツチャンバラ協会	31	三和健康ふれあいスポーツセンター
合計		6,816	

スポーツ	参加者数 (概算)
サッカー	580, 520, 430, 400, 390, 370, 370
野球	340, 290, 280, 270, 270, 270
バレーボール	130, 120, 120, 120, 120, 120
ミニバスケットボール	110, 110, 110, 140, 130, 130
剣道	110, 100, 90, 80, 70, 70
空手道	150, 140, 130, 130, 120, 120
柔道	100, 90, 100, 100, 90, 70
少林寺拳法	40, 40, 30, 30, 30, 30
卓球	40, 30, 30, 30, 30, 30
ソフトテニス	80, 80, 100, 110, 120, 100
相撲	20, 20, 20, 20, 20, 20
ボクシング	10, 10, 10, 10, 10, 10
サンボ	20, 20, 20, 20, 20, 20
硬式テニス	30, 30, 30, 30, 30, 30
陸上	50

■平成24（2012）年度 ■平成25（2013）年度 ■平成26（2014）年度 ■平成27（2015）年度
 ■平成28（2016）年度 ■平成29（2017）年度 ■平成30（2018）年度

ク スポーツイベントなどを支えるスポーツボランティアの育成に取り組めます。



(1) スポーツ関連団体の支援と育成

事業名と内容		担当及び関連団体
○スポーツ推進委員の支援 スポーツ推進委員の増員を図り支援を強化することで、市民の生涯スポーツの推進を図ります。		スポーツ振興課 市スポーツ推進委員会
前期：検討・継続	後期：継続	
○体育協会の支援 市民の生涯スポーツの推進に向けて体育協会が主体的に活動できるように、事務局機能等をはじめ、組織体制の強化を支援します。		スポーツ振興課 市体育協会
前期：組織体制の検討	後期：組織強化の実施	
○スポーツ少年団の支援 スポーツ少年団同士の交流の促進など組織強化に向けた取組みを支援します。また、幼児期におけるスポーツへの関心を高めるとともに、少年団の加入率向上のために、保護者負担のバランスを考え、活動時間の配慮や少年団間の連携等、子どもが参加しやすい環境を作ります。		スポーツ振興課 市スポーツ少年団
前期：検討・継続	後期：継続	
○スポーツ関係団体への助成 スポーツ団体等への補助金の交付により組織体制の充実を図り、市民の生涯スポーツを推進します。		スポーツ振興課 市体育協会 市スポーツ少年団
前期：継続	後期：継続	
○スポーツを支える人たちの人材育成 審判資格の取得など、各団体の状況に応じたスポーツ活動を支える人材の育成を進めます。		スポーツ振興課 市体育協会 市スポーツ少年団 市スポーツ推進委員会
前期：団体との協議による支援検討	後期：支援の実施	
○総合型地域スポーツクラブの育成 市民協働型スポーツ推進組織の運営を通じて、スポーツ関係団体と連携し、国の第2期スポーツ基本計画の登録・認証制度に適合した総合型地域スポーツクラブの育成を図ります。また、クラブを増やすため、新たな仕組みづくりを進めます。		スポーツ振興課 市体育協会 市スポーツ少年団 市スポーツ推進委員会
前期：検討組織の設置	後期：登録・認証したクラブの支援	

(2) スポーツ活動の意識啓発と人材育成

事業名と内容		担当及び関連団体
○スポーツ関連団体が開催する各種教室や講座の支援 スポーツ団体等が開催するスポーツ教室や講座の開催を支援し、スポーツに対する知識や技術を習得してもらうなど意識の啓発と参加を促進します。		スポーツ振興課 市スポーツ少年団 市スポーツ推進委員会 市体育協会
前期：講座内容の検討	後期：実施	
○スポーツ関連団体が開催するスポーツ大会の支援 スポーツ団体が自主的に開催する各種スポーツ大会を支援し、団体の組織や体制などの充実を図ります。		スポーツ振興課 市体育協会 市スポーツ少年団 市スポーツ推進委員会
前期：スポーツ団体との協議	後期：モデル的に実施	
○国体開催競技の普及促進 茨城国体における古河市開催競技（綱引及び少林寺拳法）の普及を促進します。		スポーツ振興課 市体育協会 市スポーツ少年団 市スポーツ推進委員会
前期：実施	後期：実施	
○スポーツボランティアの育成 各種大会やイベントを支えるボランティア活動を進めるための研修や先進地を視察し、スポーツ関係団体と連携してボランティアの育成を推進します。		スポーツ振興課 市体育協会 市スポーツ少年団 市スポーツ推進委員会
前期：ボランティアの研修	後期：ボランティアの登録	



古河はなももマラソン給水ボランティア

政策 2 スポーツの場の提供（スポーツでまちを動かす：F M個別計画）

《政策目標》

古河市は平成 17（2005）年に、旧古河市、総和町及び三和町が合併し、新たな古河市が生まれましたが、合併前から旧市町でスポーツ施設の整備を行ってきました。そのため、地域の拠点的な施設を中心にさまざまな施設が整備されています。

しかし、すでに耐用年数 50 年を過ぎた施設もあり、それぞれの施設の安全対策や施設の改修及び修繕などを計画的に進めることを目指します。

また、施設にこだわらずウォーキングなど地域の公園などを活用した身近なスポーツ環境の整備を目指します。

スポーツ庁では、地方公共団体が、安全なスポーツ施設を持続的に提供し、国民が身近にスポーツに親しむことのできる環境を整備するための考え方を示した「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を平成 30（2018）年 3 月に策定しました。本市もスポーツ庁が示す「ガイドライン」を参考にしながらスポーツ施設の維持管理を図ります。

施策 2－1 スポーツ施設の整備と有効活用（スポーツをする施設）

《現状と課題》

市内には 23 のスポーツ施設があり、古河地区 10 施設、総和地区 6 施設、三和地区 7 施設が配置されています。合併までは旧市町村単位で整備を進めてきた背景もあり、各地区でスポーツ施設が整備されていることが特徴の一つです。

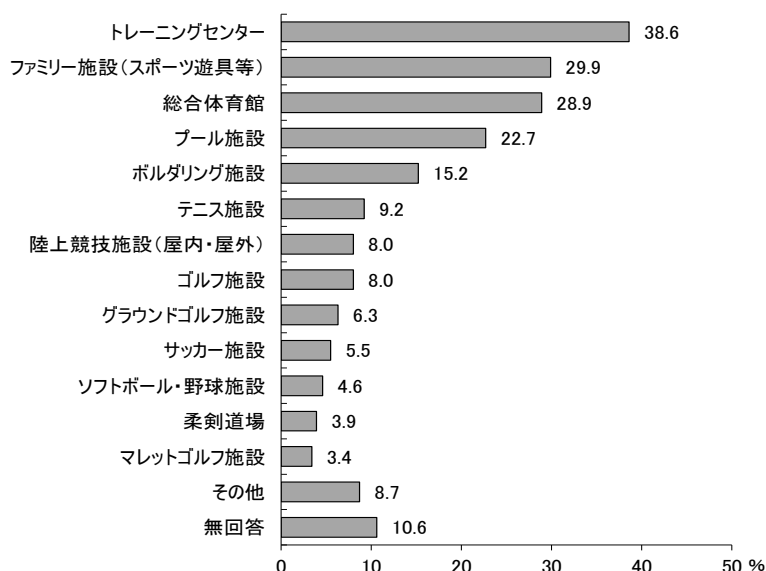
平成 29（2017）年度のスポーツ施設の利用者数は、中央運動公園が特に多く年間約 54 万 6 千人であり、中でも総合体育館の利用が圧倒的に多く年間約 36 万 5 千人となっています。また、利用者が年間 10 万人を超える施設は、古河地区では古河スポーツ交流センター、総和地区では中央運動公園、三和地区では三和健康ふれあいスポーツセンターであり、これらの施設が地区のスポーツ拠点の機能を持っているといえます。一方、市内のスポーツ施設は、合併前に整備されていることから、すでに 50 年、40 年、30 年を経過する施設があり、今後それらの改修等の維持管理が課題となっています（27～29 ページ参照）。

市民意識調査では、約 6 割の市民がスポーツ施設を利用したことがあると答えています。

身近なスポーツ施設として、土日曜日など学校開放がありますが、利用する市民が多く、子どもたちの利用が難しくなっている状況もあります。

今後の施設整備に対する要望は、トレーニングセンター、ファミリー施設（スポーツ遊具等）、総合体育館などの整備要望が高く、また、ボルダリング施設など新たな競技施設の要望もあります。

〔今後、市に整備して欲しいスポーツ施設（複数回答）〕



《施策の方向》

- ア 耐用年数 50 年を経過している「古河体育館」については、今後の対応なども含めて、利用者、スポーツ関係団体などを含めた検討組織を立ち上げます。
- イ 今後のスポーツ施設（公共施設）の計画的な維持管理を図るための方針を策定します。
- ウ アーバンスポーツなど新しい分野のスポーツが可能な施設の整備を検討します。
- エ いつでも、誰でも気軽に利用できる施設を目指して、より効果的な管理運営の方法を検討し、導入を図ります。
- オ スポーツ施設利用システムの一元化や、利用状況などの情報の発信を充実させます。

スポーツ施設の整備と有効活用

(1) スポーツ施設の整備及び運営

(2) スポーツ施設の有効活用

(1) スポーツ施設の整備及び運営

事業名と内容		担当及び関連団体
○スポーツ施設に対する計画的な対応の検討 市内スポーツ施設に対する整備方針に基づき、スポーツ施設の修繕・改修対応を検討し、利用状況を考慮した適正化を図ります。		スポーツ振興課 財政課
前期：検討委員会の設置	後期：計画的な実施	
○スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進（再掲） 市のスポーツ施設についてはユニバーサルデザイン化を進め、高齢者、障がい者、子どもなどすべての市民が利用できる施設の整備を進めます。		スポーツ振興課 高齢福祉課 障がい福祉課 子ども福祉課
前期：ユニバーサルデザイン化の検討	後期：計画的な実施	
○市民のスポーツニーズに基づいた施設の拡充及び整備 特に中高年などのスポーツ活動の促進やアーバンスポーツなど、市民のニーズを考慮した施設の充実と整備を図ります。		スポーツ振興課 高齢福祉課
前期：市民のニーズ把握	後期：計画的な実施	
○市内スポーツ施設に対する整備方針の推進（FM 個別計画） スポーツ施設が安全で快適に活用するための対応を検討し、整備方針を策定し推進します。（30、31 ページ参照）		スポーツ振興課 企画課 財産活用課
前期：整備方針の推進	後期：整備方針に基づいて継続実施	
○利用しやすいスポーツ施設の運営の充実 スポーツ施設の効率的な管理運営を図るために、施設にあった管理運営体制を検討し、有効活用を図ります。		スポーツ振興課 企画課 財産活用課
前期：施設ごとの指定管理検討	後期：計画的な実施	
○「古河体育館」の対応を図るための検討組織の設置 古河体育館はすでに耐用年数を超えており、令和 3（2021）年度の一部閉鎖を目途に、その後の対応を図るため、利用者及びスポーツ団体、市民等による検討組織を、早急に設置します。		スポーツ振興課 企画課 財産活用課 都市計画課 財政課
前期：委員会の設置と対応策の策定	後期：対応策に基づいて実施	

事業名と内容		担当及び関連団体
○スポーツ施設の運営方法の見直し 市直営の中央運動公園（はなもも体育館）等については、民間ノウハウを生かした管理経費の削減やサービス向上等でメリットのある指定管理者制度の導入を進め、効果的な管理運営を図ります。		スポーツ振興課 企画課 財産活用課
前期：指定管理者制度の導入検討	後期：適正な指定管理者制度の導入	

（２）スポーツ施設の有効活用

事業名と内容		担当及び関連団体
○気軽に利用できるスポーツ施設的环境とサービスの充実 指定管理者との連携強化を図り、施設利用者が気軽にスポーツや趣味を楽しむことのできる施設環境や運営サービス、情報提供の充実に努めます。		スポーツ振興課
前期：指定管理者との協議	後期：計画的な実施	
○スポーツ施設の利用システムの統一化 施設ごとの受付方法などのシステムを統一や利用料金の適正化を行い、利用促進を図ります。		スポーツ振興課
前期：実態把握	後期：改善実施	



三和健康ふれあいスポーツセンター 温水プール

〔スポーツ施設の概要〕

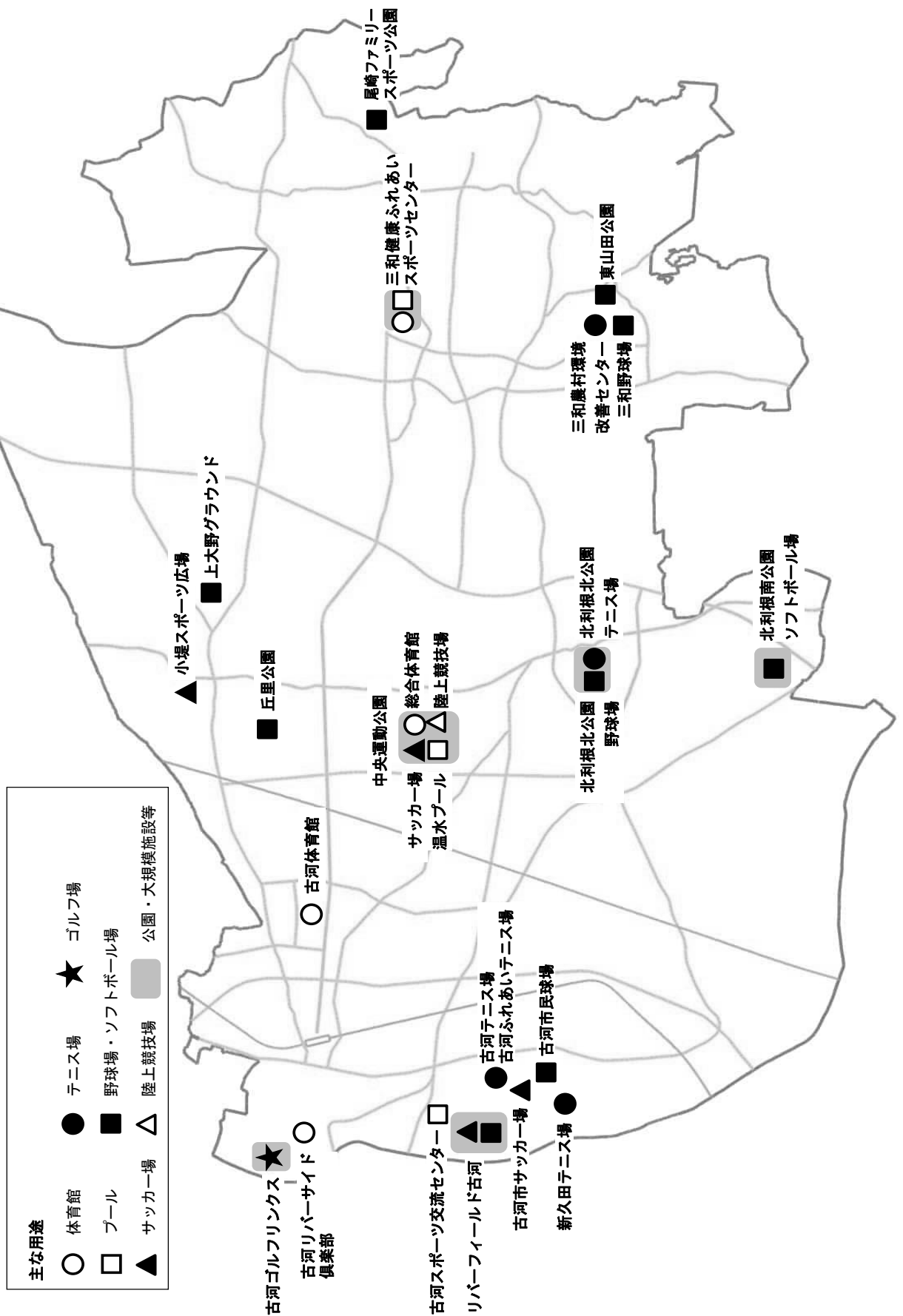
地区	番号	施設名称	駐車場 (台)	施設内容	施設利用者数※ [平成 29(2017)年度]
古河	1	古河ゴルフリンクス	150	ゴルフ場：18 ホール	47,059
	2	古河リバーサイド倶楽部	150	体育館（小ホール） 多目的アリーナ	10,037
	3	リバーフィールド古河		サッカー場：8 面・小 4 面 野球場（ソフトボール場）：2 面 マレットゴルフ場：27 ホール	67,248
	4	古河スポーツ交流センター	70	プール、トレーニングルーム	174,697
	5	古河体育館	250	体育館、相撲場 トレーニングルーム	60,195
	6	古河市サッカー場	40	サッカー場（芝スタンド）	5,917
	7	古河市民球場	64	野球場：1 面	7,158
	8	古河テニス場	15	テニス場：オムニコート 6 面	14,222
	9	古河ふれあいテニス場			
	10	新久田テニス場		テニス場：クレーコート 1 面	2,484
総和	11	丘里公園	20	野球場：1 面	13,108
	12	北利根北公園		野球場：1 面 テニス場：ハードコート 4 面	4,912 5,604
	13	北利根南公園		ソフトボール場：1 面	6,279
	14	上大野グラウンド	195	野球場（ソフトボール場）：4 面	29,150
	15	小堤スポーツ広場	30	サッカー場：2 面・小 1 面 マレットゴルフ場：36 ホール	19,660
	16	中央運動公園	552	サッカー場：小 1 面 テニス場：オムニコート 6 面 総合体育館、プール、陸上競技場 トレーニングルーム	545,744 (うち総合体育館 364,784)
三和	17	三和健康ふれあい スポーツセンター	427	体育館：メイン・サブ プール、トレーニングルーム	108,934
	18	三和野球場	67	野球場：メイン・サブ	13,282
	19	三和農村環境改善センター		テニス場：オムニコート 2 面 グラウンドゴルフ場：16 ホール	42,464
	20	三和サブグラウンド		サッカー場：少年 1 面 野球場（ソフトボール場）：少年 1 面	1,995
	21	諸川コミュニティパーク		野球場（ソフトボール場） グラウンドゴルフ場	8,730
	22	東山田公園		ソフトボール場：1 面	10,915
	23	尾崎ファミリースポーツ公園		野球場（ソフトボール場）：1 面 グラウンドゴルフ場	12,380

※施設利用者数は（人）、太字は年間 10 万人を超えるもの

〔スポーツ施設の供用開始年と経過〕

施設名称	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005
古河ゴルフリンクス						1991			
古河リバーサイド倶楽部						1991			
リバーフィールド古河						1992			
古河スポーツ交流センター						1992			
古河体育館		1971							
古河市サッカー場				1982					
古河市民球場					1985				
古河テニス場						1991			
丘里公園	1968								
北利根北公園	1968								
北利根南公園	1968								
上大野グラウンド								2001	
小堤スポーツ広場					1987				
中央運動公園				1982					
三和健康ふれあいスポーツセンター						1992			
三和野球場						1992			
三和農村環境改善センター					1985				
諸川コミュニティパーク									
東山田公園									
尾崎ファミリースポーツ公園									

〔古河市スポーツ施設配置図〕



〔古河市スポーツ施設の今後の方向性（公共施設等総合管理計画 個別計画）〕

施設名	利用者数 [平成 29 (2017) 年度]	供用 開始	公共施設適正配置 基本計画施設評価 (※建築物対象)		施設の 方向性	目標 年度	対応イメージ
			機能	建物			
※既存施設							
古河ゴルフリンクス	47,059	1991	検討	検討	見直し	令和 6 (2024) 年度	クラブハウスの新設検討 (リバーサイド倶楽部とゴルフ場クラブハウスを明確に分ける等)
古河リバーサイド倶楽部	10,037	1991			見直し	令和 6 (2024) 年度	稼働率が低いため今後の利用形態を見直す 当該施設の用途機能を廃止し、別用途での活用も検討する
リバーフィールド古河	67,248	1991			継続活用		
古河スポーツ交流センター	174,697	1992	検討	検討	見直し	令和 5 (2023) 年度	老朽化及び地盤沈下への対策検討
古河体育館	60,195	1971	移転	廃止	見直し	令和 3 (2021) 年度	老朽化が激しいため、令和 2 年度末に一部（アリーナ）を閉鎖し、代替機能について検討を進める
古河市サッカー場	5,917	1982	継続	継続	継続活用		
古河市民球場	7,158	1985	継続	継続	継続活用		市内の拠点野球場として建物を維持し、施設機能も継続
古河テニス場	14,222	1991	検討	検討	継続活用		
古河ふれあいテニス場					継続活用		
新久田テニス場	2,484				継続活用		
丘里公園	13,108	1968	継続	継続	継続活用	令和 3 (2021) 年度	指定管理者制度の検討及び整備 中央運動公園全体及び総和地区体育施設管理運営について指定管理者制度を活用し、形態の見直しを検討
北利根北公園	10,516	1968			継続活用	令和 3 (2021) 年度	指定管理者制度の検討及び整備 中央運動公園全体及び総和地区体育施設管理運営について指定管理者制度を活用し、形態の見直しを検討
北利根南公園	6,279	1968			継続活用	令和 3 (2021) 年度	指定管理者制度の検討及び整備 中央運動公園全体及び総和地区体育施設管理運営について指定管理者制度を活用し、形態の見直しを検討
上大野グラウンド	29,150	2001	継続	継続	継続活用	令和 3 (2021) 年度	指定管理者制度の検討及び整備 中央運動公園全体及び総和地区体育施設管理運営について指定管理者制度を活用し、形態の見直しを検討
小堤スポーツ広場	19,660	1987	検討	検討	見直し	令和 3 (2021) 年度	指定管理者制度の検討及び整備 中央運動公園全体及び総和地区体育施設管理運営について指定管理者制度を活用し、形態の見直しを検討 管理運営等の例規がないため早急に整備する
中央運動公園	545,744	1982	継続	継続	継続活用 【運営見直し】 【機能拡充】	令和 3 (2021) 年度	市内スポーツ施設の拠点施設としての機能アップを図る 指定管理者制度の検討及び整備 中央運動公園全体及び総和地区体育施設管理運営について指定管理者制度を活用し、形態の見直しを検討

施設名	利用者数 [平成 29 (2017) 年度]	供用 開始	公共施設適正配 置基本計画施設 評価 (※建築物対象)		施設の 方向性	目標 時期	対応イメージ
			機能	建物			
三和健康ふれ あいスポーツ センター	108,934	1992	継続	継続	継続活用		当面は建物を維持し、施設機能も継続する
三和野球場	13,282	1992	継続	継続	継続活用		市内の拠点野球場として建物を維持し、施設機能も継続する
三和農村環境 改善センター	42,464	1985	検討	検討	継続活用		老朽化に伴う不具合箇所等を補修・修繕しながら継続使用する
三和サブグラ ウンド	1,995				継続活用		
諸川コミュニ ティパーク	8,730				継続活用		
東山田公園	10,915				継続活用		
尾崎ファミリ ー スポーツ公園	12,380				継続活用		
※新規整備及び民間活用							
古河体育館 代替機能 (施設)					整備検討	令和 5 (2023) 年度	閉鎖対象のアリーナ等の代替機能について新規整備も含めて検討
高齢者向け スポーツ設備 (施設)					整備検討	令和 5 (2023) 年度	グラウンドゴルフ施設整備等の検討
障がい者向け スポーツ設備 (施設)					整備検討	令和 5 (2023) 年度	障スポの普及促進にかかる施設整備
多目的スポ ーツ設備 (施設)					整備検討	令和 5 (2023) 年度	スポーツツーリズム等に対応可能なスポーツ交流施設の整備
トレーニング センター					民間整備 促進	令和 5 (2023) 年度	民間による施設設置への支援策検討

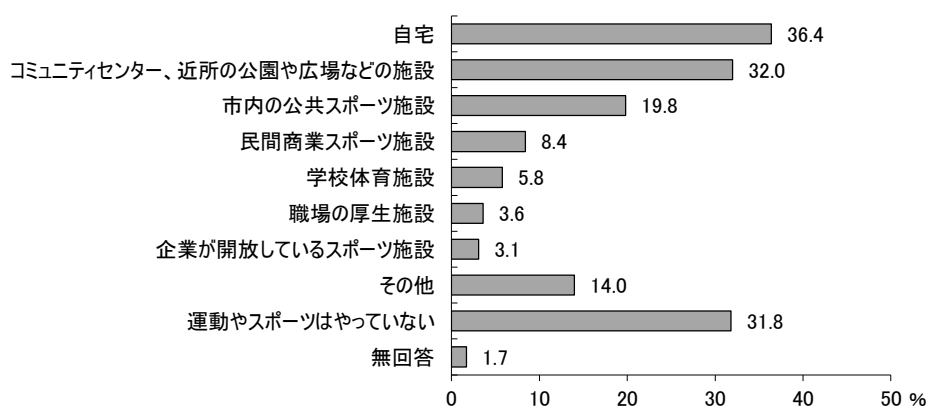
施策２－２ 身近な地域におけるスポーツ環境の整備（気軽にスポーツをする場）

《現状と課題》

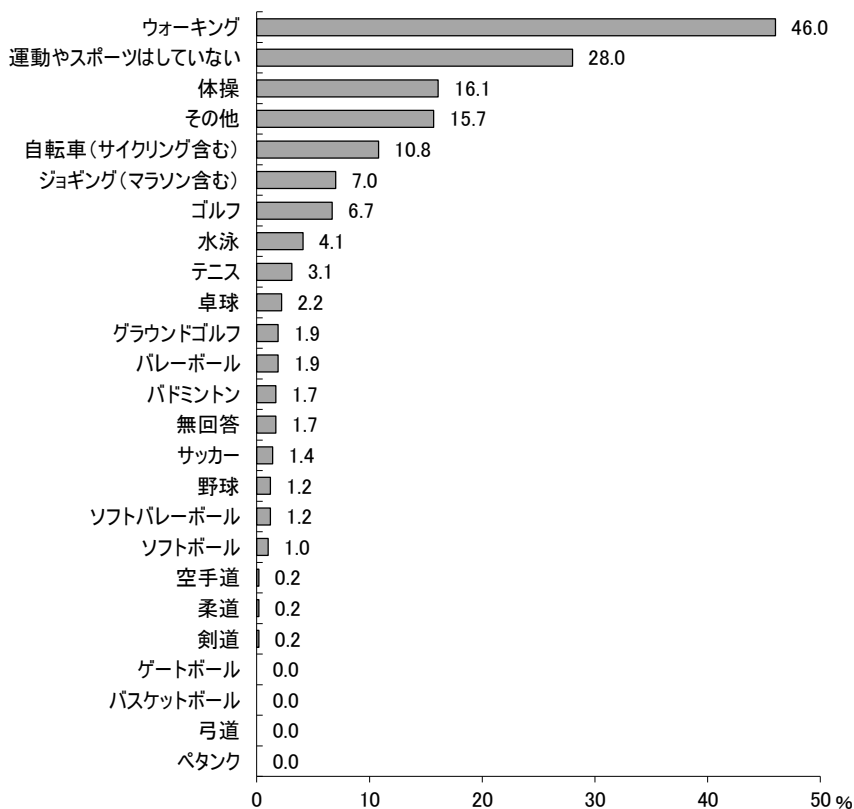
市民意識調査では、運動やスポーツ活動を行っている場所として、自宅（36.4%）やコミュニティセンター、近所の公園や広場（32.0%）と答えており、より身近な施設や公園及び広場などのオープンスペースなどを利用しています。そして、その理由として、健康体力づくりのため、運動不足を感じているためなどが挙げられています。

具体的な内容としては、ウォーキング（46.0%）、体操や自転車（サイクリング）などが挙げられて、施設以外の所での運動やスポーツ活動が行われています。ウォーキングについては、全国で62.1%、茨城県でも65.7%（階段昇降も含む）と高い比率を占めており、増加傾向にあります。

〔運動やスポーツ活動を主に行っている場所を、三つ選んで○を付けてください。〕



〔今、行っているスポーツの種目について、いくつでも選んで○を付けてください。〕



《施策の方向》

- ア 身近な公園や広場にスポーツ器具（健康器具）などを配して、気軽に運動ができる環境を整備します。
- イ ウォーキングやジョギングなどの愛好家が行う、グループ活動や仲間づくりなどを支援します。
- ウ 地域毎にウォーキングルートを設定し、安全で楽しくウォーキングやジョギングができる環境を整備します。
- エ 施設にこだわらない運動やスポーツ活動の場を整備します。

身近な地域におけるスポーツ環境の整備

(1) 身近な公園や広場などの活用

(1) 身近な公園や広場などの活用

事業名と内容		担当及び関連団体
○健康や体力づくりの推進と身近な環境整備の支援 身近な公園などに健康器具などを配し、公民館等施設や広場などの身近なスポーツ環境の整備を推進し、いつでも気軽にスポーツに参加できる環境整備を推進します。		スポーツ振興課 都市計画課 社会教育施設課
前期：実態把握と環境整備の内容検討	後期：モデル的に実施	
○地域での小規模なスポーツ活動やレクリエーション活動の支援 地域でのウォーキングやラジオ体操などを行う団体やグループの設立などを支援し、気軽に参加できる活動（仲間づくり）を推進します。		スポーツ振興課 市体育協会 市スポーツ推進委員会
前期：実態の把握	後期：支援の実施	
○地域におけるウォーキングの推進 身近なスポーツ活動としてウォーキングを推奨し、地域でのウォーキングルートの設定を支援します（標識等の設置やマップ作成）。		スポーツ振興課 市スポーツ推進委員会
前期：実態の把握と整備内容の検討	後期：モデル的に実施	

政策3 スポーツイベントの充実とトップアスリートの育成（スポーツで心を動かす）

《政策目標》

スポーツイベントの開催は、より多くの市民が参加し、観戦し、スポーツで心を躍らせることができる重要な役割を持っています。古河市では地域の特徴を生かし「古河はなももマラソン」、「花桃ウオーク」などをはじめ、各地域、スポーツ団体やスポーツ種目ごとに、多くのイベントが行われています。

これらのイベントを定着させるとともに、スポーツを通じて多様な交流を目指します。

施策3-1 各種大会イベント及びレクリエーションの開催（スポーツを楽しむ場）

《現状と課題》

市民意識調査では、今後の市のスポーツ振興の施策として、「子どもから高齢者まで誰もが楽しめる運動やスポーツ活動イベントの充実」が6割を超え、イベントへの期待があります。

スポーツ観戦については、47.1%が「好き」、24.8%が「どちらかと言えば好き」と答え、合わせて7割を超える市民が関心を持っています。今回の市民意識調査では、実際の観戦については把握していませんが、全国では26.8%、茨城県では28.8%が見たと答えています。

また、スポーツ活動をするに対しても、57.3%が「好き」と答えています。

古河市では、各地区のイベントが盛んに行われており、イベントや大会などの施設利用や行事などの日程調整が必要な課題となっています。

古河はなももマラソンは、多くの参加者により人数の許容範囲を超えており、今後定着させ、持続的な取組みに工夫が求められています。

〔イベント及び事業一覧[市：平成30(2018)年度市主催大会、体：平成30(2018)年度市民体育祭、推：平成30(2018)年度推進委員事業〕〕

開催時期		イベント及び事業名	備考
春	4月	市：マスタース野球大会（シニア・古希／3.31～4.4） 体：テニス協会大会（4.22） 市：ALLJAPAN マレットゴルフ KOGA 大会（4.29）	還暦 16 チーム、古希 14 チーム 86 人参加 全国から 319 人参加
	5月	体：ソフトテニス連盟大会 市：マスタースサッカー大会（5.19～27）	64 人参加 チャレンジ部門とエンジョイ部門
	6月	市推：ウォークラリー大会（6.1） 市：行政自治会親善ソフトボール大会（6.2） 体：ソフトバレーボール連盟大会（6.17） 体：バレーボール協会大会（6.24） 体：野球連盟大会（6.24・7.1・8・15）	31 チーム 122 人参加 74 行政自治会 76 チーム参加 146 人参加 170 人参加 240 人参加
夏	7月	体：卓球連盟大会（7.1） 市推：体力測定会（7.7） 体：マレットゴルフ連盟大会（7.8） 体：バドミントン協会大会（7.22）	360 人参加 102 人参加 70 人参加 50 人参加
	8月	市：全国高校招待女子ソフトボールフェスティバル（8.13～15） 市：行政自治会親善バレーボール大会（8.19） 体：水泳協会大会（8.26）	1 都 7 県 16 チーム参加 45 行政自治会 82 チーム参加 283 人参加
	9月	市：綱引フェスティバル（9.2）	男性 13、女性 4、男女 16、少年団 23 チーム参加
秋	10月	市：市民運動会（三和地区／10.7） 市：市民運動会（古河地区／10.14） 体：サッカー協会大会（10.14・20） 体：グラウンドゴルフ協会大会（10.25） 体：トレッキング協会大会（10.21）	320 人参加 227 人参加 37 人参加
	11月	市：市民運動会（総和地区／11.3） 体：ソフトボール連盟大会（11.11）	130 人参加
冬	2月	市推：小学生なわとび大会（2.9） 市：綱引大会（2.10）	男子 7、女子 6、混合 7 チーム参加
	3月	市：古河はなももマラソン（3.10） 市：高校サッカーフェスティバル（3.23～25） 市：花桃ウオーク（3.23・24）	12,734 人エントリー 1,366 人参加

《施策の方向》

- ア 各地区でのスポーツイベントをベースに全市的なスポーツイベントを検討します。
- イ 「市民運動会」については、地区対抗の競技的な内容だけでなく、全市民が参加でき、スポーツの楽しみを感じることができるフェスティバルのようなことも含めて検討します。
- ウ イベントを通じて、地域を越えた競技団体ごとの交流を進めるとともに、合宿など滞在型のスポーツツーリズムのあり方なども検討し推進します。

各種大会イベント及びレクリエーションの開催

(1) スポーツイベントの充実

(1) スポーツイベントの充実

事業名と内容		担当及び関連団体
○古河市スポーツフェスティバル（市民運動会）の検討 各地区のスポーツ愛好家や市民を対象にスポーツに関する全市的な取り組み（スポーツフェスティバル）を行い、地域間の交流を図ります。		スポーツ振興課 市体育協会 市スポーツ推進委員会
前期：フェスティバルの企画検討	後期：フェスティバルの実施	
○各種大会やイベントの開催を支援し市民参加の促進 市や教育委員会、各スポーツ団体、地域組織などが開催する大会やイベントについて大会運営の工夫や支援の在り方等を検討し、市民のスポーツへの関心と参加を促進します。		スポーツ振興課 市体育協会 市スポーツ少年団 市スポーツ推進委員会
前期：年間イベントの実態把握	後期：イベント内容の調整	
○古河市の特徴を生かしたイベントの開催 古河市の特徴を生かしたイベントを開催し、風景や景観を大切にしたい地域づくりと連携した取り組みを進めます。		スポーツ振興課
前期：継続実施	後期：継続実施	
○「古河はなももマラソン」の定着化 「古河はなももマラソン」の持続的な開催ため、大会運営に工夫をしながら全国的な大会として内容の充実と定着化を図ります。		スポーツ振興課
前期：定着化への検討	後期：継続実施	

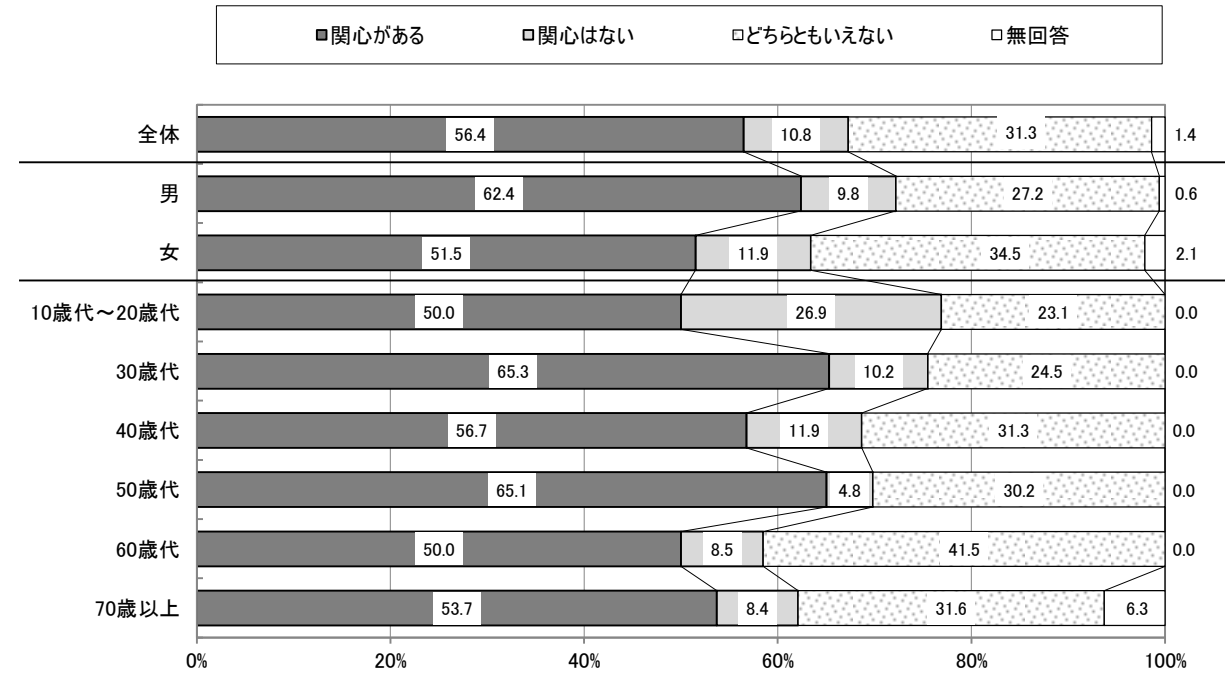
施策 3-2 スポーツによる交流拡大（スポーツによるネットワーク）

《現状と課題》

各地域でのスポーツ活動は盛んですが、スポーツ団体同士の横断的な交流が少なく、全市的な取組みにまで至っていません。最近、古河市に隣接する渡良瀬遊水地ではトライアスロンや自転車競技等のスポーツ大会が盛んに行われており、市内の宿泊施設とも連携し、スポーツ合宿など滞在型のスポーツツーリズムの可能性を有しています。

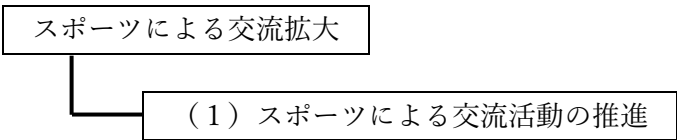
また、市民意識調査では、スポーツの観戦については、半数以上の 56.4%が、「関心がある」と答えています。

〔スポーツ観戦に関心はありますか。一つ選んで○を付けてください。〕



《施策の方向》

- ア 市内外を通じてさまざまなスポーツ団体の交流を促進します。
- イ 市内の宿泊施設（民間事業者）などと連携した滞在型のスポーツイベント（スポーツツーリズム）のあり方を検討します。
- ウ スポーツ交流を有機的に推進するための組織（スポーツコミッション）を検討します。



(1) スポーツによる交流活動の推進

事業名と内容		担当及び関連団体
○競技団体などの交流支援 市内外の競技団体の交流を通じてお互いの理解を深め、行事や会員拡大などの相互協力を支援します。		スポーツ振興課 市体育協会 市スポーツ少年団 市スポーツ推進委員会
前期：交流会の実施	後期：継続実施	
○滞在を促す「スポーツツーリズム」の推進 スポーツ団体やグループを誘致し宿泊施設等と連携し、拠点となるスポーツ施設を活用し滞在型のスポーツを推進します。		スポーツ振興課 企画課
前期：スポーツツーリズムの検討	後期：スポーツツーリズムの実施	
○地域スポーツコミッションの設立 市とスポーツ団体、観光産業等の民間事業者が一体となり、スポーツツーリズム、スポーツイベント、合宿誘致などに取組む組織を設立します。		スポーツ振興課 企画課
前期：関係団体との協議	後期：設立に向けた準備	
○プロスポーツ誘致に向けた検討 プロスポーツを見る機会を増やすとともに地域スポーツコミッションの活動や関係スタッフ等と連携して、プロスポーツの誘致を検討します。また、総合型地域スポーツクラブの育成に寄与するプロスポーツクラブの誘致を検討します。		スポーツ振興課 企画課
前期：実態把握と情報収集	後期：誘致の検討	



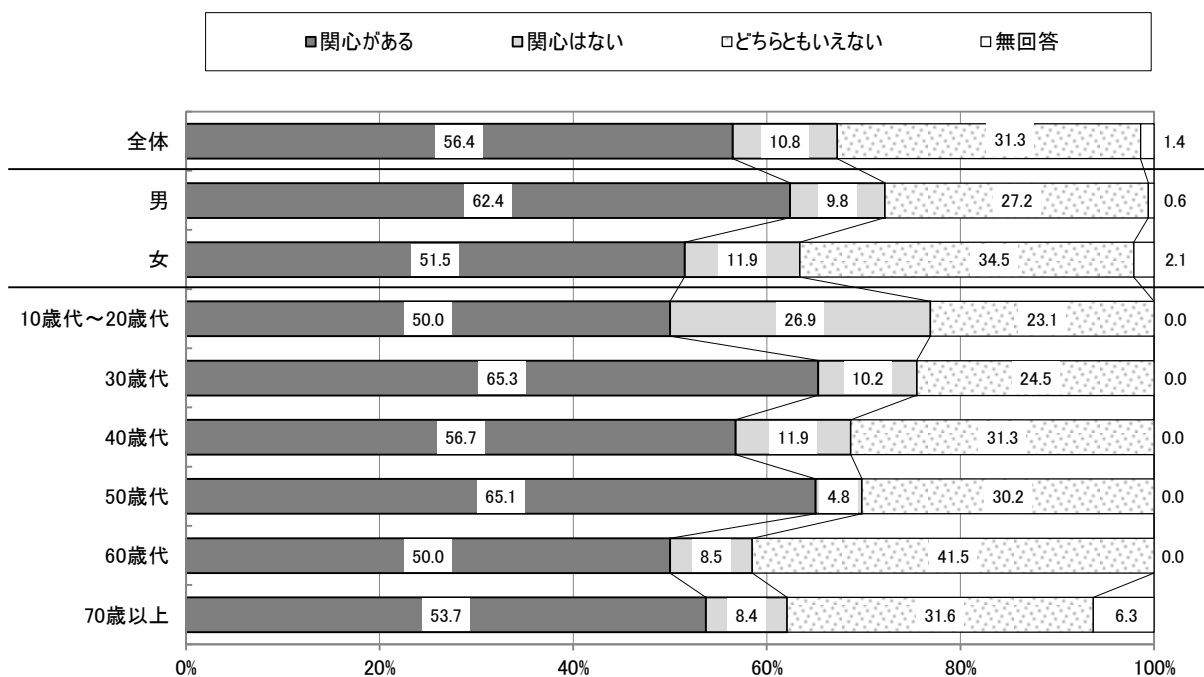
トップアスリートによる講演会

施策３－３ 競技力の向上（トップアスリートの育成）

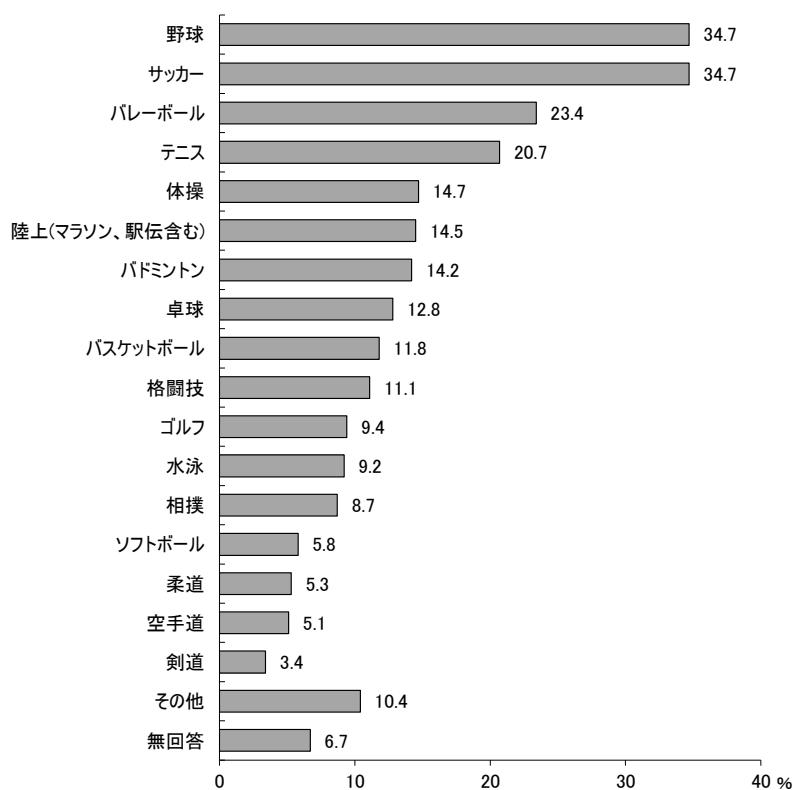
《現状と課題》

市民意識調査では、スポーツ観戦に関心がある市民は56.4%を占め、特に子育て世代の30歳代（65.3%）と50歳代（65.1%）が多くなっています。市内で観戦したいスポーツは、野球とサッカーが34.7%、バレーボールが23.4%、テニスが20.7%となっています。これらのスポーツは、スポーツ少年団の登録者数の多い競技であり、子どもの頃からトップアスリートの競技や技術に触れることは、競技スポーツへの関心を高め、向上心を刺激することになります。

〔スポーツ観戦に関心はありますか。1つ選んで○をつけて下さい。〕

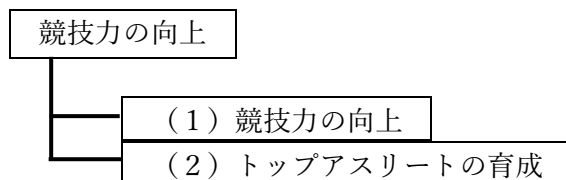


〔今後、市内の施設で観戦したい主なスポーツ種目を、3つ選んで○を付けてください。〕



《施策の方向》

- ア スポーツ指導者の育成など、競技力向上のための支援を図ります。
- イ トップアスリートの^{しょうがい}招聘をはじめ技術力の向上を目指します。
- ウ 若手の人材を発掘し、アスリートの育成に取り組めます。



(1) 競技力の向上

事業名と内容	担当及び関連団体
○スポーツ指導者の養成 高度化・多様化する市民のスポーツニーズに応えるために、専門的な知識や技能を有する指導者の養成を行います。そのための大学や企業等との連携を図ります。あわせて制度の情報提供の充実を図ります。 前期：研修活動などの実施 後期：継続実施	スポーツ振興課
○全国大会等への出場者に対する支援 自らの競技力を意識し、さらに力を養うために全国大会や記録会などへの参加を促し、入賞者などの表彰を行い選手等の士気を高めます。 前期：実施 後期：継続実施	スポーツ振興課
○競技団体などによる交流試合の支援 市内外の競技団体の交流試合を通じてお互いを激励し、自らの競技力の向上やスポーツ精神を養います。 前期：交流試合等の誘致 後期：継続実施	スポーツ振興課 市体育協会 市スポーツ少年団

(2) トップアスリートの育成

事業名と内容	担当及び関連団体
○トップアスリートによる各種講演会や教室の開催 トップアスリートによるスポーツ教室や講演会を開催し、スポーツ競技への関心を高め、競技力の向上を目指します。 前期：スポーツ講演会や教室の実施 後期：継続実施	スポーツ振興課 市体育協会
○トップアスリートの育成及び支援 国際舞台等で活躍できる選手を発掘し育てるため、日本のトップアスリートを招聘し、学校やスポーツ団体との交流を促進します。 前期：交流企画の検討と実施 後期：継続実施	スポーツ振興課 市体育協会 市スポーツ少年団 市スポーツ推進委員会
○トップアスリートの情報把握と活用 各種講演会や教室に協力を得られるトップアスリートの情報を把握し、人材バンク等として整理し、活用を図ります。 前期：情報の把握 後期：継続実施 人材バンクの設置・活用	スポーツ振興課 市体育協会 市スポーツ少年団 市スポーツ推進委員会



ソフトボール



サッカー



ビーチバレーボール

第4章 計画の推進及び進行管理

1 計画の推進

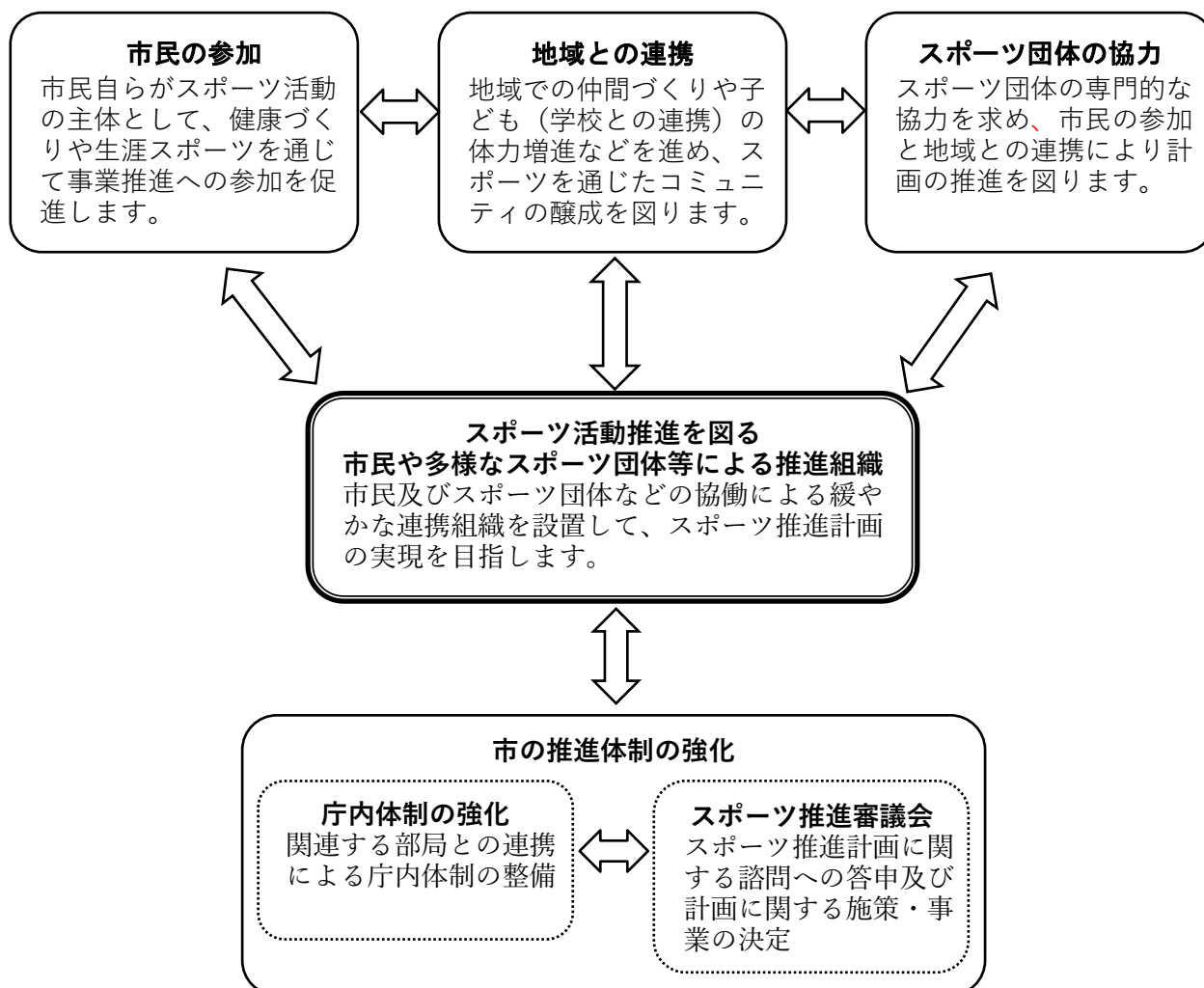
2 計画の進行管理



花桃ウオーク

1 計画の推進

さまざまなスポーツ団体や関連する組織との連携と協力を図り、総合的な推進体制を構築し、基本理念である「誰もがいつでもどこでも参加できるスポーツの推進ースポーツタウン古河（地域まるごと運動場）」を確実に達成するための取組みを進めます。また、そのためにも、市民やスポーツ関係団体などが気軽に意見を交換できる推進組織の設置を目指します。



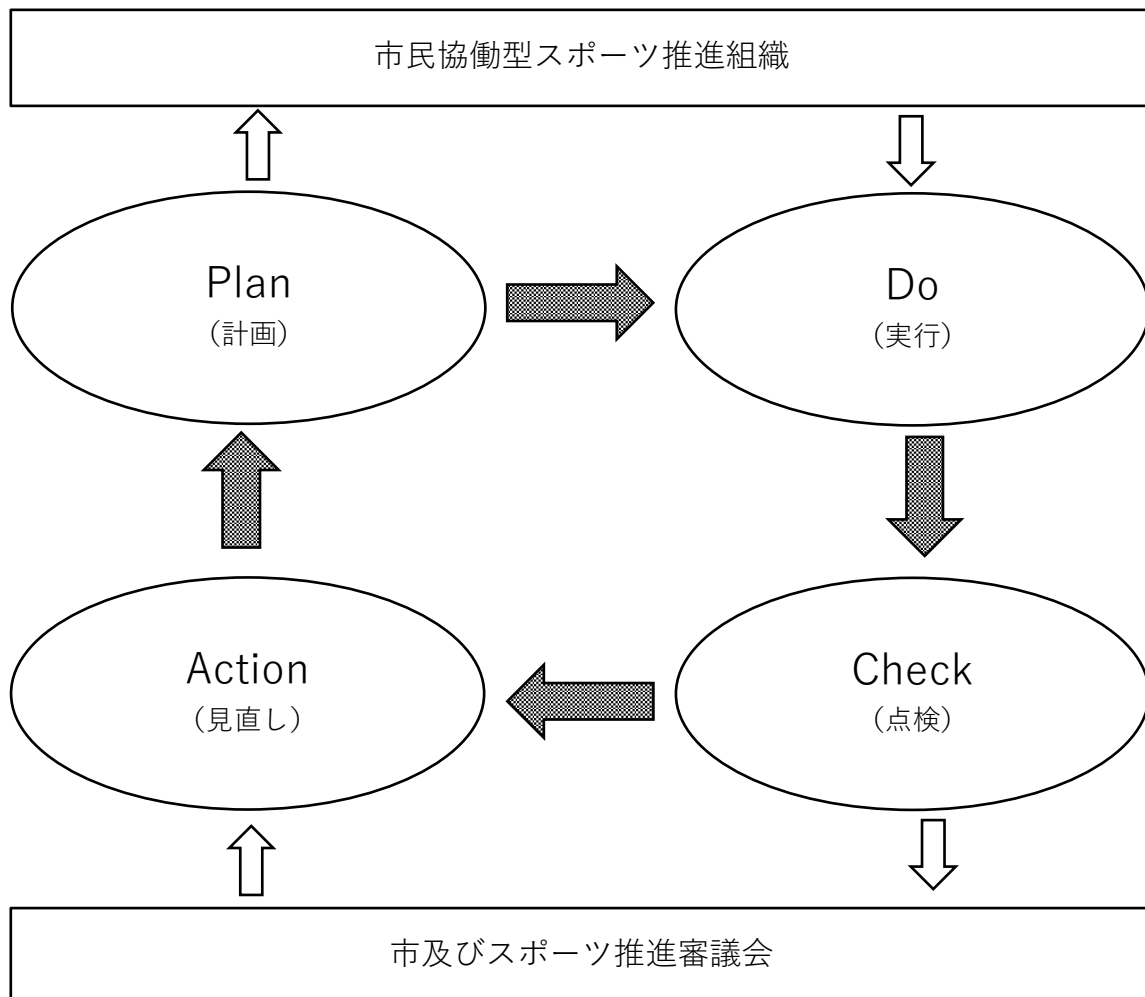
（１）計画推進を図るために

- ア 総合型地域スポーツクラブに対する期待は高く、51.8%の市民がその必要性を指摘しています。市民や多様なスポーツ団体等による推進組織の設置を契機に、総合型地域スポーツクラブの育成を図ります。
- イ 市民や多様なスポーツ団体等による推進組織の運営を通じて、市民、地域及びスポーツ団体などの連携を促進するコーディネーターの人材を育成します。
- ウ 担当部局（スポーツ推進課）を中心として関連する部局との連携を図るための庁内組織を設置します。

2 計画の進行管理

計画の実効ある推進のために、中間時点として5年目に見直しを図り、事業の評価を行い事業の実施状況や基本目標の進捗状況などを的確に把握して、必要な対策を講じることが大切です。

そのためのステップとして「PDCA管理サイクル」を応用して進行管理を図ります。



(1) 進行管理のために

- ア 市は、毎年の事業評価、実施計画の策定、5年後の中間見直し時期などを踏まえて、スポーツ推進計画の点検と見直しを行います。
- イ スポーツ推進審議会は、進捗状況を鑑みて、諮問に基づく答申及び施策・事業の検討、決定を行います。
- ウ 市民協働型スポーツ推進組織は、市、市民、スポーツ団体等の協働により、スポーツ施策を展開していきます。



古河スポーツ交流センター



中央運動公園 総合体育館（古河はなもも体育館）



三和健康ふれあいスポーツセンター

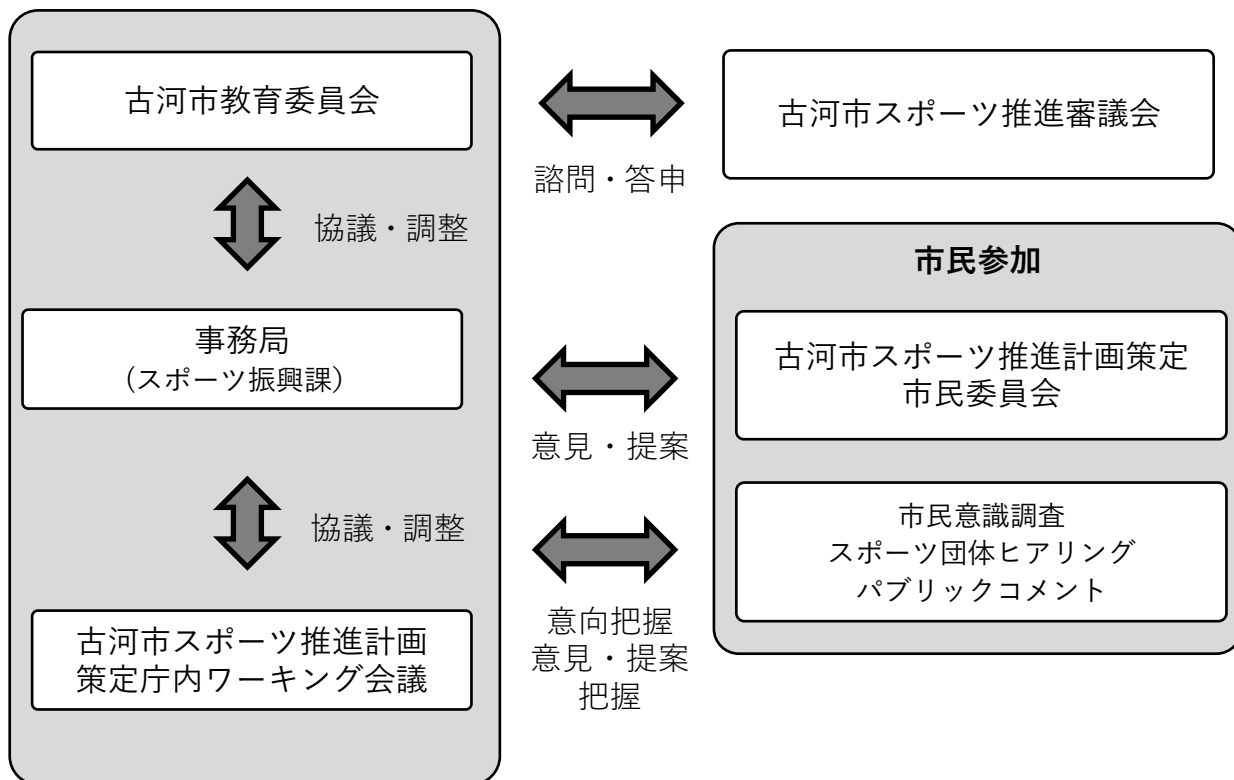
資 料 編

- 1 計画策定体制
- 2 計画策定経緯
- 3 古河市スポーツ推進計画策定市民委員会委員名簿
- 4 古河市スポーツ推進審議会委員名簿
- 5 古河市スポーツ推進計画について（答申）



中央運動公園 陸上競技場

1 計画策定体制



市民委員会：ワークショップによる計画案検討



市民委員会：施設見学

2 計画策定経緯

日 付	内 容
平成 30（2018）年度	
6 月 19 日	古河市スポーツ推進計画策定方針決定
7 月 30 日	計画策定支援業務委託（株式会社 地域計画研究所）
8 月 29 日	現地調査（市内スポーツ施設の現地調査）
10 月 12 日 ～10 月 31 日	市民意識調査 19 歳以上の市民 1,200 人を対象（無作為抽出）、郵送による配布回収 配布数：1,200 票 回収数：415 票 有効回収率：34.6%
	中学生意識調査 市内 10 中学校の 3 年生を対象、各中学校に依頼し配布回収 配布数：1,341 票 回収数：1,219 票 有効回収率：90.9%
11 月 26 日	スポーツ関係団体ヒアリング：古河市体育協会
11 月 27 日	スポーツ関係団体ヒアリング：古河市スポーツ推進委員会
11 月 28 日	スポーツ関係団体ヒアリング：古河市スポーツ少年団本部
1 月～3 月	基礎調査報告書作成
1 月 17 日	古河市スポーツ推進審議会（平成 30 年度第 1 回） 委員長、副委員長選出、古河市スポーツ推進計画の策定について説明 基礎調査の進捗状況、調査結果の概要について報告、意見聴取
3 月 27 日	教育委員会（臨時） 基礎調査報告書について配布及び説明
令和元（2019）年度	
4 月～	スポーツ推進計画（素案）作成
6 月 22 日	第 1 回古河市スポーツ推進計画策定市民委員会 委員委嘱、正副委員長選出 計画策定の概要、基礎調査の概要について説明 計画素案の内容について説明
7 月 17 日	教育委員会（定例） 計画策定の進捗状況報告 計画素案の内容について説明
7 月 23 日	古河市スポーツ推進計画策定庁内ワーキング会議 計画策定の概要、計画素案の内容について説明、 今後の検討（確認）方法について協議
7 月 27 日	第 2 回古河市スポーツ推進計画策定市民委員会 古河体育館内を見学 ワークショップ形式で計画素案の政策 1、政策 3 について協議
9 月 14 日	第 3 回古河市スポーツ推進計画策定市民委員会 三和健康ふれあいスポーツセンター館内を見学 ワークショップ形式で計画素案の政策 2 について協議
10 月 19 日	第 4 回古河市スポーツ推進計画策定市民委員会 中央運動公園を見学 基本構想及び計画素案全般・提言書の内容、取りまとめ方について協議

日 付	内 容
10 月 23 日	古河市スポーツ推進審議会（令和元年度第 1 回） 委員委嘱 委員長、副委員長選出 教育委員会より、スポーツ推進計画（案）の諮問 計画案の全体概要、市民委員会からの提言書について審議
11 月 21 日 ～11 月 25 日	古河市スポーツ推進計画策定庁内ワーキング会議 関係課（13 課）ヒアリング 施策の連携等を調整
11 月 20 日	古河市スポーツ推進審議会（令和元年度第 2 回） 計画案の内容（基本構想、政策Ⅰ、政策Ⅱ）について審議
12 月 18 日	古河市スポーツ推進審議会（令和元年度第 3 回） 計画案の内容（政策Ⅱ、政策Ⅲ）について審議
12 月 20 日 ～1 月 20 日	パブリックコメントの実施（27 日間）
1 月 29 日	古河市スポーツ推進審議会（令和元年度第 4 回） パブリックコメントの結果及び内容、答申の内容について審議
2 月 4 日	計画案の答申 計画案について古河市スポーツ推進審議会より教育委員会へ答申
2 月 12 日	教育委員会（定例） 計画案の審議及び決定
3 月～	古河市議会に計画書の内容を報告 計画書の公表



審議会：審議状況



審議会による答申

3 古河市スポーツ推進計画策定市民委員会委員名簿

	氏 名	構成	備 考
1	秋葉 邦之	1	委員長
2	中野 庸治	1	副委員長
3	小川 久雄	2	副委員長 (古河市スポーツ推進委員会)
4	風見 喜代次	2	(古河市体育協会)
5	島田 良子	2	(古河市体育協会)
6	岩間 ヨウ子	2	(古河市体育協会)
7	山本 武	2	(古河市体育協会)
8	梁河 玲子	2	(古河市スポーツ少年団本部)
9	生沼 正夫	2	(古河市スポーツ推進委員会)
10	狩野 優美子	2	(古河市スポーツ推進委員会)
11	関根 美千子	3	
12	濱野 光隆	3	
13	白石 利行	3	

構成 1 スポーツに関する有識者、2 スポーツ団体関係者、3 公募に応じた市民
 任期 令和元年6月11日～所掌事務が終了する日まで

4 古河市スポーツ推進審議会委員名簿

	氏 名	構成	備 考	区分
1	近藤 康雄	1	古河市スポーツ推進委員会（会長）	委員長
2	黒沢 豊	1	古河市体育協会（会長）	副委員長
3	齋藤 ゆかり	3	元教諭	副委員長
4	假屋 憲宏	1	古河市体育協会（副会長）	
5	八代 敏夫	1	古河市スポーツ少年団（本部長）	
6	峰 淳一	1	古河市スポーツ少年団（副本部長）	
7	若林 清子	1	古河市スポーツ推進委員会（副会長）	
8	齊藤 雅浩	2	古河市小中学校体育連盟（会長）	
9	坂尻 勝彦	2	茨城県高等学校体育連盟推薦（副理事長）	

構成 1 スポーツ団体関係者、2 学校関係者、3 学識経験者

任期 令和元年10月1日～令和3年9月30日

5 古河市スポーツ推進計画について（答申）

令和2年2月4日

古河市教育委員会
教育長 鈴木 章二 様

古河市スポーツ推進審議会
委員長 近藤 康雄

古河市スポーツ推進計画について （答 申）

令和元年10月23日付け、古ス第353号で当審議会に諮問を受けた古河市スポーツ推進計画（案）について、活発かつ慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

なお、計画の推進にあたっては、下記に付帯意見を付し、基本理念「誰もが、いつでも、どこでも、参加できるスポーツの推進 ～スポーツタウン古河（地域まるごと運動場）～」の実現を目指し、取り組まれるよう要望します。

記

- 1 本計画を円滑に進めるためにも市の組織や市民・スポーツ関係団体・企業・学校等と連携を図り、施策の実行体制づくりに努められたい。また、事業の優先度を考慮しながら必要な財源確保を図られたい。
- 2 本計画では市民のスポーツ実施率向上を目標の一つとしており、スポーツ人口の底辺拡大を図るため、スポーツを始める機会として身近なスポーツ環境の整備、すなわち「地域まるごと運動場」の実践が重要である。また、総合型地域スポーツクラブの育成に向けた新たな仕組みづくりや、幼少期からの運動機会の提供等の取り組みを積極的に図られたい。
- 3 スポーツ環境の充実に関して古河体育館を含めた市内スポーツ施設の老朽化は喫緊の課題となっており、本計画の策定段階においても施設整備の要望が多く出ている。その意向に基づき、財政状況や市の公共施設の方針を勘案しながら、市民の施設ニーズへの対応や既存施設の機能維持及び有効活用を図られたい。特に中央運動公園へのスポーツ施設の拠点化・重点化について検討されたい。
- 4 市民運動会については旧市町ごとでの開催や参加者の減少等の課題があり、運営手法について今後見直していく必要がある。新たな試みとしてスポーツフェスティバルの取り組みを進めるとともに、現運動会については幅広く意見を聞くなど時間をかけて手法の見直しを図られたい。
- 5 今年は東京オリンピック・パラリンピックが開催され、全国的にスポーツの関心が高まられるが、開催後も市民の誰もがスポーツ意識の向上を図る取り組みを持続することが重要である。そのためにもプロスポーツ誘致の具体化を進めるとともに、スポーツ都市宣言やスポーツ推進条例の制定等、さまざまな取り組みでスポーツを通じたまちづくりを継続的に推進されたい。

以 上

古河市スポーツ推進計画
令和 2 年 3 月

発行：古河市教育委員会教育部スポーツ振興課

〒306-0204 古河市下大野 2528

☎0280-92-0555 fax0280-92-8383

E-mail: sports@city.ibaraki-koga.lg.jp

U R L : www.city.ibaraki-koga.lg.jp/